

松竹伸幸様

日本共産党京都南地区委員会常任委員会は、2023年2月5日、あなたの除名処分を決定し、日本共産党京都府委員会常任委員会が2月6日に承認し、確定したことを通知します。

なお、あなたの所属する党組織は南地区委員会・新日本プロセス支部ですが、あなたがすでに全国メディアや記者会見などで公然と党攻撃を行っているという「特別な事情」にかんがみ、同支部委員会の同意のもと、党規約第50条にもとづき、南地区委員会常任委員会として決定したものです。除名処分の理由は以下のとおりです。

(1) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「党首公選制」を実施すべきと主張するとともに、党規約にもとづく党首選出方法や党運営について、「党内に存在する異論を可視化するようになっていない」、「国民の目から見ると、共産党は異論のない（あるいはそれを許さない）政党だとみなされる」などとのべています。「党首公選制」という主張は、「党内に派閥・分派はつくらない」という民主集中制の組織原則と相容れないものですが、あなたが、この主張と一体に、わが党規約が「異論を許さない」ものであるかのように、事実をまったく歪めて攻撃していることは重大です。

(2) あなたは、1月に出版した本のなかなどで、「核抑止抜き専守防衛」なるものを唱え、「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫るとともに、日米安保条約の廃棄、自衛隊の段階的解消の方針など、党綱領と、綱領にもとづく党の安保・自衛隊政策に対して「野党共闘の障害になっている」「あまりにご都合主義」などと不当な攻撃を行っています。

(3) あなたは、『週刊文春』1月26日号において、わが党に対して「およそ近代政党とは言い難い『個人独裁』的党運営」などとする罵詈雑言の攻撃を書き連ねた鈴木元氏の本（1月発行）を、「『同じ時期に出た方が話題になりますよ』と言って、鈴木氏には無理をして早めに書き上げていただいた」と出版を急ぐことを働きかけたことを認めています。あなたは、わが党の調査に対して、この本の「中身は知っていた」と認めました。この行為は、党攻撃のための分派活動といわなければなりません。

(4) わが党の調査のなかで、あなたは、あなたの主張を、党内で、中央委員会などに対して一度として主張したことはないことを指摘されて、「それは事実です」と認めました。わが党規約は、中央委員会にいたるどの機関に対しても、自由に意見をのべる権利を保障しています。異論があればそれを保留する権利も保障しています。しかし、あなたは、そうした規約に保障された権利を行使することなく、突然の党規約および党綱領に対する攻撃を開始したのです。

あなたの一連の発言および行動は、党規約の「党内に派閥・分派はつくらない」（第3条4項）、「党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない」（第5条2項）、「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（第5条5項）という規定を踏みにじる重大な規律違反です。

以上の理由から、あなたを除名処分とするものです。

2023年2月6日 日本共産党京都南地区委員会常任委員会

政策

議員

党紹介

ダウンロード

エントリー

HOME &gt; 党紹介 &gt; 日本共産党規約

# 日本共産党規約

- > 規約の録音を聞く
- > 規約の電子ブック epub形式

## 第1章 日本共産党の名称、性格、組織原則

**第一条** 党の名称は、日本共産党とする。

**第二条** 日本共産党は、日本の労働者階級の党であると同時に、日本国民の党であり、民主主義、独立、平和、国民生活の向上、そして日本の進歩的の未来のために努力しようとするすべての人びとにその門戸を開いている。

党は、創立以来の「国民が主人公」の信条に立ち、つねに国民の切実な利益の実現と社会進歩の促進のためにたたかい、日本社会のなかで不屈の先進的な役割をはたすことを、自らの責務として自覚している。終局の目標として、人間による人間の搾取もなく、抑圧も戦争もない、真に平等で自由な人間関係からなる共同社会の実現をめざす。

党は、科学的社会主義を理論的な基礎とする。

**第三条** 党は、党員の自発的な意思によって結ばれた自由な結社であり、民主集中制を組織の原則とする。その基本は、つぎのとおりである。

- (一) 党の意思決定は、民主的な議論をつくし、最終的には多数決で決める。
- (二) 決定されたことは、みんなでその実行にあたる。行動の統一は、国民にたいする公党としての責任である。
- (三) すべての指導機関は、選挙によってつくられる。
- (四) 党内に派閥・分派はつくらない。
- (五) 意見がちがうことによって、組織的な排除をおこなってはならない。

## 第2章 党員

**第四条** 十八歳以上の日本国民で、党の綱領と規約を認める人は党員となることができる。党員は、党の組織にくわわって活動し、規定の党費を納める。

**第五条** 党員の権利と義務は、つぎのとおりである。

- (一) 市民道徳と社会的道義をまもり、社会にたいする責任をはたす。
- (二) 党の統一と団結に努力し、党に敵対する行為はおこなわない。
- (三) 党内で選挙し、選挙される権利がある。
- (四) 党の会議で、党の政策、方針について討論し、提案することができる。
- (五) 党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはない。

党紹介

日本共産党綱領

- > 全文
- > 声で聞く綱領

日本共産党規約

- > 全文
- > 声で聞く規約

あゆみ

- > あゆみ
- > 党創立100周年記念講演会

最新の大会決定

- > 第28回大会決定（全文・動画）
- > 大会・中央委員会総会など

「？」におこたえます

党首選出と安保政策をめぐる攻撃にこたえる

募金

JCPサポーター

入党のよびかけ

党の財政活動

中央委員会の機構と人事

全国の党事務所

地方議員数



(六) 党の会議で、党のいかなる組織や個人にたいしても批判することができる。また、中央委員会にいたるとの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる。

(七) 党大会、中央委員会の決定をすみやかに読了し、党の綱領路線と科学的社会主義の理論の学習につとめる。

(八) 党の内部問題は、党内で解決する。

(九) 党歴や部署のいかにかわらず、党の規約をまもる。

(十) 自分にたいして処分の決定がなされる場合には、その会議に出席し、意見をのべることができる。

**第六条** 入党を希望する人は、党员二名の推薦をうけ、入党費をそえて申し込む。

いちじるしく反社会的で、党への信頼をそこなう人は入党させることができない。

入党は、支部で個別に審議したうえで決定し、地区委員会の承認をうける。

地区委員会以上の指導機関も、直接入党を決定することができる。

**第七条** 他の政党の党员は、同時に日本共産党员であることができない。

他党の党员であった経歴をもつ人を入党させる場合には、都道府県委員会または中央委員会の承認をうける。

**第八条** 党組織は、新入党者にたいし、その成長を願う立場から、綱領、規約など、日本共産党の一員として活動するうえで必要な基礎知識を身につけるための教育を、最優先でおこなう。

**第九条** 転勤・転職・退職・転居などによって所属組織の変更が必要となる場合、党员と党組織はすみやかに転籍の手続きをおこなう。

**第十条** 党员は離党できる。党员が離党するとき、支部または党の機関に、その事情をのべ承認をもとめる。支部または党の機関は、その事情を検討し、会議にはかり、離党を認め、一級上の指導機関に報告する。ただし、党規律違反行為をおこなっている場合は、それにたいする処分の決定が先行する。

一年以上党活動に問わず、かつ一年以上党費を納めない党员で、その後も党組織が努力をつくしたにもかかわらず、党员として活動する意思がない場合は、本人と協議したうえで、離党の手続きをとることができる。本人との協議は、党組織の努力にもかかわらず不可能な場合にかぎり、おこなわなくてもよい。

**第十一条** 党組織は、第四条に定める党员の資格を明白に失った党员、あるいはいちじるしく反社会的な行為によって、党への信頼をそこなった党员は、慎重に調査、審査のうえ、除籍することができる。除籍にあたっては、本人と協議する。党組織の努力にもかかわらず協議が不可能な場合は、おこなわなくてもよい。除籍は、一級上の指導機関の承認をうける。

除籍された人が再入党を希望するときは、支部・地区委員会で審議し、都道府県委員会が決定する。

### 第3章 組織と運営

**第十二条** 党は、職場、地域、学園につくられる支部を基礎とし、基本的には、支部——地区——都道府県——中央という形で組織される。

**第十三条** 党のすべての指導機関は、党大会、それぞれの党会議および支部総会で選挙によって選出される。中央、都道府県および地区の役員に選挙される場合は、二年以上の党歴が必要である。

選挙人は自由に候補者を推薦することができる。指導機関は、次期委員会を構成する候補者を推薦する。選挙人は、候補者の品性、能力、経歴について審査する。

選挙は無記名投票による。表決は、候補者一人ひとりについておこなう。

**第十四条** 党大会、および都道府県・地区・支部の党会議は代議員の過半数（支部総会は党员総数の過半数）の出席によって成立する。中央委員会、都道府県委員会、地区委員会の総会も、委員の過半数の出席によって成立する。

**第十五条** 党機関が決定をおこなうときは、党組織と党员の意見をよくきき、その経験を集約、研究する。出された意見や提起されている問題、党员からの訴えなどは、すみやかに処理する。党员と党組織は、党の政策・方針について党内で討論し、意見を党機関に反映する。

与党の自治体

改定綱領学習講座

綱領・古典教室

理論活動教室

『スターリン秘史』を語る

新版『資本論』紹介

Q&A #共産党Cafe



**第十六条** 党組織には、上級の党機関の決定を実行する責任がある。その決定が実情にあわないと認められた場合には、上級の機関にたいして、決定の変更をもとめることができる。上級の機関がさらにその決定の実行をもとめたときには、意見を保留して、その実行にあたる。

**第十七条** 全党の行動の統一をはかるために、国際的・全国的な性質の問題については、個々の党組織と党員は、党の全国方針に反する意見を、勝手に発表することをしない。

地方的な性質の問題については、その地方の実情に応じて、都道府県機関と地区機関で自治的に処理する。

**第十八条** 新しく支部および地区組織をつくったり、地区組織の管轄をかえたりする場合は、一級上の指導機関に申請し、その承認をうける。

都道府県委員会は、必要に応じて、大都市など、いくつかの地区にわたる広い地域での活動を推進するために、補助指導機関をもうけることができる。

また、地区委員会および都道府県委員会は、経営や地域（区・市・町村）、学園にいくつかの支部がある場合、必要に応じて、補助的な指導機関をもうけることができる。

補助指導機関を設置するさいには、一級上の指導機関の承認を必要とし、構成は、対応する諸地区委員会および諸支部からの選出による。

補助指導機関の任務と活動は、自治体活動やその地域・経営・学園での共同の任務に対応することにあり、地区委員会や都道府県委員会にかわって基本指導をになうことではない。

## 第4章 中央組織

**第十九条** 党の最高機関は、党大会である。党大会は、中央委員会によって招集され、二年または三年のあいだに一回ひらく。特別な事情のもとでは、中央委員会の決定によって、党大会の招集を延期することができる。中央委員会は、党大会の招集日と議題をおそくとも三カ月前に全党に知らせる。

中央委員会が必要と認めて決議した場合、または三分の一以上の都道府県党組織がその開催をもとめた場合には、前大会の代議員によって、三カ月以内に臨時党大会をひらく。

党大会の代議員選出の方法と比率は、中央委員会が決定する。

代議員に選ばれていない中央委員、准中央委員は評議権をもつが、決議権をもたない。

**第二十条** 党大会は、つぎのをおこなう。

- (一) 中央委員会の報告をうけ、その当否を確認する。
- (二) 中央委員会が提案する議案について審議・決定する。
- (三) 党の綱領、規約をかえることができる。
- (四) 中央委員会を選出する。委員会に准中央委員をおくことができる。

**第二十一条** 党大会からつぎの党大会までの指導機関は中央委員会である。中央委員会は、党大会決定の実行に責任をおい、主としてつぎのをおこなう。

- (一) 対外的に党を代表し、全党を指導する。
- (二) 中央機関紙を発行する。
- (三) 党の方針と政策を、全党に徹底し、実践する。その経験をふまえてさらに正しく発展させる。
- (四) 国際問題および全国にかかわる問題について処理する責任をおう。
- (五) 科学的社会主義にもとづく党の理論活動をすすめる。
- (六) 幹部を系統的に育成し、全党的な立場で適切な配置と役割分担をおこなう。
- (七) 地方党組織の権限に属する問題でも、必要な助言をおこなうことができる。
- (八) 党の財政活動の処理と指導にあたる。

**第二十二条** 中央委員会総会は、一年に二回以上ひらく。中央委員の三分の一以上の要求があったときは中央委員会総会をひらかなければならない。准中央委員は、評議権をもって中央委員会総会に出席する。

**第二十三条** 中央委員会は、中央委員会幹部会委員と幹部会委員長、幹部会副委員長若干名、書記局長を選出する。また、中央委員会議長を選出することができる。

中央委員会は必要が生じた場合、准中央委員のなかから中央委員を補うことができる。また、や





むをえない理由で任務をつづけられない委員・准委員は、本人の同意をえて、中央委員会の三分の二以上の多数決で解任することができる。その場合、つぎの党大会に報告し承認をうける。

**第二十四条** 中央委員会幹部会は、中央委員会総会からつぎの中央委員会総会までのあいだ中央委員会の職務をおこなう。

幹部会は常任幹部会を選出する。常任幹部会は、幹部会の職務を日常的に遂行する。

幹部会は、書記局長を責任者とする書記局を設け、書記局員を任命する。書記局は、幹部会および常任幹部会の指導のもとに、中央の日常活動の処理にあたる。

幹部会は、中央機関紙の編集委員を任命する。

**第二十五条** 中央委員会は、訴願委員を任命する。訴願委員会は、党機関の指導その他党活動にかかわる具体的措置にたいする党内外の人からの訴え、要望などのすみやかな解決を促進する。

**第二十六条** 中央委員会は、規律委員を任命する。規律委員会は、つぎのことをおこなう。

- (一) 党員の規律違反について調査し、審査する。
- (二) 除名その他の処分についての各級党機関の決定にたいする党員の訴えを審査する。

**第二十七条** 中央委員会は、監査委員を任命する。監査委員会は、中央機関の会計と事業、財産を監査する。

**第二十八条** 中央委員会は、名誉役員をおくことができる。中央委員会が、名誉役員をおくときは、党大会に報告し承認をうける。

## 第5章 都道府県組織

**第二十九条** 都道府県組織の最高機関は、都道府県党会議である。都道府県党会議は、都道府県委員会によって招集され、一年に一回ひらく。特別な事情のもとでは、都道府県委員会は、中央委員会の承認をえて、招集を延期することができる。

都道府県委員会が必要と認めて決議した場合、または三分の一以上の地区党組織がその開催をもとめた場合には、前党会議の代議員によって、すみやかに臨時党会議をひらく。

都道府県党会議の代議員の選出方法と比率は、都道府県委員会が決定する。

代議員に選ばれていない都道府県委員、准都道府県委員は評議権をもつが、決議権をもたない。

**第三十条** 都道府県党会議は、つぎのことをおこなう。

- (一) 都道府県委員会の報告をうけ、その当否を確認する。
- (二) 党大会と中央委員会の方針と政策を、その地方に具体化して、都道府県における党の方針と政策を決定する。
- (三) 都道府県委員会を選出する。委員会に准都道府県委員をおくことができる。
- (四) 党大会が開催されるときは、その代議員を選出する。

**第三十一条** 都道府県党会議からつぎの都道府県党会議までの指導機関は都道府県委員会である。都道府県委員会は、都道府県党会議決定の実行に責任をおい、主としてつぎのことをおこなう。

- (一) その都道府県で党を代表し、都道府県の党組織を指導する。
- (二) 中央の諸決定の徹底をはかるとともに、具体化・実践する。
- (三) 地方的な問題は、その地方の実情に応じて、自主的に処理する。
- (四) 幹部を系統的に育成し、適切な配置と役割分担をおこなう。
- (五) 地区党組織の権限に属する問題でも、必要な助言をおこなうことができる。
- (六) 都道府県党組織の財政活動の処理と指導にあたる。

**第三十二条** 都道府県委員会は、委員長と常任委員会を選出する。また必要な場合は、副委員長および書記長をおくことができる。

常任委員会は、都道府県委員会総会からつぎの総会までのあいだ、都道府県委員会の職務をおこなう。

都道府県委員会は、必要が生じた場合、准都道府県委員のなかから都道府県委員を補うことができる。また、むをえない理由で任務をつづけられない委員・准委員は、本人の同意をえて、都道府県委員会の三分の二以上の多数決で解任することができる。その場合、つぎの都道府県党会議に報告し、承認をうける。



都道府県委員会は、その会計と事業、財産を監査するために監査委員会をもうけることができる。

**第三十三条** 都道府県委員会は、名誉役員をおくことができる。都道府県委員会が、名誉役員をおくときは、都道府県党会議に報告し承認をうける。

## 第6章 地区組織

**第三十四条** 地区組織の最高機関は、地区党会議である。地区党会議は、地区委員会によって招集され、一年に一回ひらく。特別な事情のもとでは、地区委員会は、都道府県委員会および中央委員会の承認をえて、招集を延期することができる。

地区委員会が必要と認めて決議した場合、または三分の一以上の支部がその開催をもとめた場合には、前党会議の代議員によって、すみやかに臨時党会議をひらく。

地区党会議の代議員の選出方法と比率は、地区委員会が決定する。

代議員に選ばれていない地区委員、准地区委員は評議権をもつが、決議権をもたない。

**第三十五条** 地区党会議は、つぎのことをおこなう。

(一) 地区委員会の報告をうけ、その当否を確認する。

(二) 中央および都道府県の党機関の方針と政策を、その地区に具体化し、地区の方針と政策を決定する。

(三) 地区委員会を選出する。委員会に准地区委員をおくことができる。

(四) 都道府県党会議が開催されるときは、その代議員を選出する。

**第三十六条** 地区党会議からつぎの地区党会議までの指導機関は地区委員会である。地区委員会は、地区党会議決定の実行に責任をおい、主としてつぎのことをおこなう。

(一) その地域で党を代表し、地区の党組織を指導する。

(二) 中央および都道府県の党機関の決定の徹底をはかるとともに、具体化・実践する。

(三) 地区的な問題は、その地区の実情に応じて、自主的に処理する。

(四) 支部活動を指導する直接の任務をもつ指導機関として、支部への親身な指導と援助にあたる。

(五) 幹部を系統的に育成し、適切な配置と役割分担をおこなう。

(六) 地区党組織の財政活動の処理と指導にあたる。

**第三十七条** 地区委員会は、委員長と常任委員会を選出する。また必要な場合は、副委員長をおくことができる。常任委員会は、地区委員会総会からつぎの総会までのあいだ、地区委員会の職務をおこなう。

地区委員会は、必要が生じた場合、准地区委員のなかから地区委員を補うことができる。また、やむをえない理由で任務をつづけられない委員・准委員は、本人の同意をえて、地区委員会の三分の二以上の多数決で解任することができる。その場合、つぎの地区党会議に報告し承認をうける。

## 第7章 支部

**第三十八条** 職場、地域、学園などに、三人以上の党員がいるところでは、支部をつくる。支部は、党の基礎組織であり、それぞれの職場、地域、学園で党を代表して活動する。

状況によっては、社会生活・社会活動の共通性にもとづいて支部をつくることができる。

党員が三人にみたないときは付近の支部にはいるか、または支部準備会をつくる。

**第三十九条** 支部の最高機関は、支部の総会または党会議である。支部の総会または党会議は、すくなくとも六カ月に一回ひらく。

支部の総会または党会議は、つぎのことをおこなう。

(一) 活動の総括をおこない、上級の機関の決定を具体化し、活動方針をきめる。

(二) 支部委員会または支部長を選出する。

(三) 地区党会議が開催されるときは、その代議員を選出する。



**第四十条** 支部の任務は、つぎのとおりである。

- (一) それぞれの職場、地域、学園で党を代表して活動する。
- (二) その職場、地域、学園で多数者の支持をえることを長期的な任務とし、その立場から、要求にこたえる政策および党勢拡大の目標と計画をたて、自覚的な活動にとりくむ。
- (三) 支部の会議を、原則として週一回定期的ひらく。党費を集める。党大会と中央委員会の決定をよく討議し、支部活動に具体化する。要求実現の活動、党勢拡大、機関紙活動に積極的にとりくむ。
- (四) 党員が意欲をもって、党の綱領や歴史、科学的社会主義の理論の学習に励むよう、集団学習などにとりくむ。
- (五) 支部員のあいだの連絡・連帯網を確立し、党員一人ひとりの活動状況に目をむけ、すべての支部員が条件と得手を生かして活動に参加するよう努力するとともに、支部員がたがいに緊密に結びつき、援助しあう人間的な関係の確立をめざす。
- (六) 職場の支部に所属する党員は、居住地域でも活動する。

**第四十一条** 支部総会（党会議）からつぎの支部総会（党会議）までの指導機関は、支部委員会である。支部委員会は支部長を選出する。ただし、党員数が少ない支部は、支部長を指導機関とする。どちらの場合にも状況に応じて副支部長をおくことができる。

支部には、班をもうけることができる。班には、班長をおく。

## 第8章 党外組織の党グループ

**第四十二条** 各種の団体・組織で、常任役員の党員が三人以上いる場合には、党グループを組織し、責任者を選出することができる。

党グループは、その構成と責任者の選出について対応する指導機関の承認をうけ、またその指導をうけて活動する。活動のなかで、その団体の規約を尊重することは、党グループの責務である。

党グループは、支部に準じて、日常の党生活をおこなう。

## 第9章 被選出公職機関の党組織

**第四十三条** 国会に選出された党の議員は、国会議員団を組織する。

国会議員団は、中央委員会の指導のもとに、必要な指導機構をもうけ、国会において党の方針、政策にもとづいて活動する。その主なものは、つぎのとおりである。

- (一) 国民の利益をまもるために、国会において党を代表してたたかい、国政の討論、予算の審議、法案の作成、そのほかの活動をおこなう。
- (二) 国会外における国民の闘争と結合し、その要求の実現につとめる。
- (三) 国民にたいして、国会における党の活動を報告する。

党の議員は、規律に反し、また国民の利益をいちじるしく害して責任を問われた場合は、決定にしたがって、議員をやめなければならない。

**第四十四条** 各級地方自治体の議会に選挙された党の議員は、適切な単位で必ず党議員団を構成する。すべての議員は、原則として議員団で日常の党生活をおこなう。党議員団は、対応する指導機関の指導のもとに活動する。

党の地方議員および地方議員団は、第四十三条の国会議員団の活動に準じて、地方住民の利益と福祉のために活動する。

都道府県委員会および地区委員会は、地方議員および地方議員団を責任をもって指導する。

## 第10章 資金

**第四十五条** 党の資金は、党費、党の事業収入および党への個人の寄付などによってまかなう。

**第四十六条** 党費は、実収入の一パーセントとする。

党費は、月別、または一定期間分の前納で納入する。



失業している党员、高齢または病気によって扶養をうけている党员など生活の困窮している党员の党費は、軽減し、または免除することができる。

**第四十七条** 中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は、それぞれの資金と資産を管理する。

## 第11章 規律

**第四十八条** 党员が規約とその精神に反し、党と国民の利益をいちじるしくそこなうときは規律違反として処分される。

規律違反について、調査審議中の党员は、第五条の党员の権利を必要な範囲で制限することができる。ただし、六カ月をこえてはならない。

**第四十九条** 規律違反の処分は、事実にもとづいて慎重におこなわなくてはならない。

処分は、警告、権利（部分または全面）停止、機関からの罷免、除名にわけらる。

権利停止の期間は、一年をこえてはならない。機関からの罷免は、権利停止をとまなうことができる。

**第五十条** 党员にたいする処分は、その党员の所属する支部の党会議、総会の決定によるとともに、一級上の指導機関の承認をえて確定される。

特別な事情のもとでは、中央委員会、都道府県委員会、地区委員会は、党员を処分することができる。この場合、地区委員会のおこなった処分は都道府県委員会の承認をえて確定され、都道府県委員会がおこなった処分は中央委員会の承認をえて確定される。

**第五十一条** 都道府県、地区委員会の委員、准委員にたいする権利停止、機関からの罷免、除名は、その委員会の構成員の三分の二以上の多数決によって決定し、一級上の指導機関の承認をうける。この処分は、つぎの党会議で承認をうけなくてはならない。

緊急にしてやむをえない場合には、中央委員会は、規律違反をおこなった都道府県・地区機関の役員を処分することができる。

**第五十二条** 中央委員会の委員、准委員の権利停止、機関からの罷免、除名は、中央委員会の三分の二以上の多数決によって決定し、つぎの党大会で承認をうけなくてはならない。

**第五十三条** 複数の機関の委員、准委員を兼ねている党员の処分は、上級の機関からきめる。

**第五十四条** 除名は、党の最高の処分であり、もっとも慎重におこなわなくてはならない。党员の除名を決定し、または承認する場合には、関係資料を公平に調査し、本人の訴えをききとらなくてはならない。

除名された人の再入党は、中央委員会が決定する。

**第五十五条** 党员にたいする処分を審査し、決定するときは、特別の場合をのぞいて、所属組織は処分をうける党员に十分意見表明の機会をあたえる。処分が確定されたならば、処分の理由を、処分された党员に通知する。各級指導機関は、規律の違反とその処分について、中央委員会にすみやかに報告する。

処分をうけた党员は、その処分に不服であるならば、処分を決定した党組織に再審査をもとめ、また、上級の機関に訴えることができる。被除名者が処分に不服な場合は、中央委員会および党大会に再審査をもとめることができる。

## 付則

**第五十六条** 中央委員会は、この規約に決められていない問題については、規約の精神にもとづいて、処理することができる。

**第五十七条** 綱領、規約の改定は、党大会によってのみおこなわれる。

この規約は2000年11月24日から効力をもつ。

(2000年11月24日、日本共産党第22回大会で改定)





申し込み

記者募集・見学会

主張とコラム

電話相談

囲碁・将棋

PRグッズ

PC スマホ  
しんぶん赤旗電子版  
Akahata digital edition  
電子版のお申し込み  
● 日刊紙が全ページ読める ● 過去1年分の検索ができる

シェアする 21 3 ポスト LINEで送る

2021年10月19日(火)

## 日本共産党比例代表候補の名簿登載順位

日本共産党の小池晃書記局長が18日に発表した総選挙での各ブロックの比例代表候補の名簿登載順位は次の通りです。氏名に続く丸囲み数字が順位。前職・新人・元職の別。ブロック名の後の数字は定数です。

### 【北海道－8】

はたやま和也 ① 元

伊藤 りち子 ② 新

### 【東北－13】

高橋 ちづ子 ① 前

ふなやま由美 ② 新

藤本 友里 ③ 新

### 【北関東－19】

塩川 鉄也 ① 前

梅村 さえこ ② 元

大内 くみ子 ③ 新

### 【南関東－22】

志位 和夫 ① 前

はたの 君枝 ② 前

さいとう和子 ③ 元

沼上とくみつ ④ 新

寺尾 さとし ⑤ 新

### 【東京－17】

笠井 亮 ① 前

宮本 徹 ② 前

池内 さおり ③ 元

谷川 智行 ④ 新

坂井 和歌子 ⑤ 新

細野 真理 ⑥ 新

小堤 東 ⑦ 新

【北陸信越－11】

藤野やすふみ ① 前

たいらあやこ ② 新

かねもと幸枝 ③ 新

【東海－21】

もとむら伸子 ① 前

しまづ 幸広 ② 元

長内 史子 ③ 新

【近畿－28】

こくた 恵二 ① 前

宮本 たけし ② 元

清水 ただし ③ 前

こむら 潤 ④ 新

たけやま彩子 ⑤ 新

西田 さえ子 ⑥ 新

【中国－11】

大平よしのぶ ① 元

すみより聡美 ② 新

【四国－6】

白川 よう子 ① 新

中根こうさく ② 新

【九州・沖縄－20】

あかみね政賢 ① 前

田村 貴昭 ② 前

まじま 省三 ③ 元

まつざき真琴 ④ 新

---

関連キーワード

- 総選挙
- 政治

語ろう共産党 Q&A

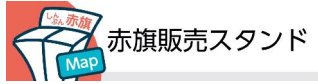
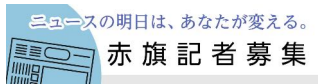
[「赤旗」創刊96周年に寄せて](#)

[すいよう特集](#)

[徹底追及 統一協会](#)

[「赤旗」の魅力](#)

特集一覧



赤旗見本紙（無料）

赤旗購読

赤旗電子版購読

特集 学問・文化

くらし家庭 電話相談

テレビ スポーツ

たび・つり 地方

読者の広場 科学

新人王戦 赤旗名人戦

点字「赤旗」



- しんぶん赤旗X(旧Twitter)
- こちら赤旗日曜版X(旧Twitter)

いいね! 21 シェアする 3 チェック

ポスト

しんぶん 赤旗

(C)日本共産党中央委員会 [ご利用にあたり](#) / [ご意見・質問](#)

赤旗見本紙（無料）

赤旗購読

裁判年月日 平成28年 1月18日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決  
事件番号 平27(ワ)1759号  
事件名 損害賠償請求事件  
裁判結果 請求棄却 上訴等 控訴後、和解 文献番号 2016WLJPCA01186003

## 要旨

◆芸能プロダクションである原告が、原告との間で専属マネジメント契約（本件契約）を締結した上で原告に所属する女性アイドルであった被告Y1及び同人と交際していた被告Y4に対し、交際開始を機にイベント等への出演業務を一方的に放棄するなどして逸失利益等の損害を生じさせたと主張して、債務不履行又は不法行為等に基づく損害賠償を求め、被告Y1の父母である被告Y2及び被告Y3（被告Y2ら）に対し、信義則上の管理監督義務違反の不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、本件契約は期間の定めのある雇用類似の契約であり、被告Y1の同契約の解除にはやむを得ない事由があったと判断するとともに、被告Y1には原告に対する害意は認められないから、解除の効力発生前に被告Y4との性的な関係を持ったことを理由に原告が被告Y1に対して損害賠償請求することは認められない等判断し、また、被告Y1に損害賠償義務がない以上、被告Y4も損害賠償義務を負わないと判断したほか、成年に達し、実家から遠く離れた東京都内で活動していた被告Y1の生活及び活動状況について、被告Y2らは原告主張に係る管理監督義務を負わないと判断して、各請求をいずれも棄却した事例

### 【判例タイムズ社（要旨）】

- ◆1. アイドルと芸能プロダクションとの間の専属マネジメント契約の法的性質と解除権
- ◆2. 期間の定めのある専属マネジメント契約について、直ちに解除する「やむを得ない事由」があったとして、民法628条に基づく解除を認めた事例
- ◆3. アイドルがファンと性的関係をもった行為について、芸能プロダクションからの債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求を認めなかった事例


## 新判例体系

[公法編](#) > [憲法](#) > [憲法〔昭和二十一年一一...〕](#) > [第三章 国民の権利及...](#) > [第一三条](#) > [○ 個人の尊重と公共の...](#) > [\(二\) 人格権](#)

◆芸能プロ（芸能プロダクション会社）が女性アイドルタレントと締結した専属マネジメント契約書中のアイドルがファンと性的関係をもった場合の損害賠償を定める条項に基づき芸能プロが損害賠償を請求することができるのは、右契約を締結する趣旨・目的や右性的関係をもつことも幸福追求の自由の一内容であることに照らし、アイドルが積極的に芸能プロに損害を生じさせる意図をもって殊更これを公表したなど、芸能プロに対する害意が認められる場合等に限定されるべきである。



## 出典

判タ 1438号231頁 

判時 2316号63頁

労判 1139号82頁（要旨）

ウエストロー・ジャパン

## 評釈

芦野訓和・リマークス 56号50頁

山田省三・労働法学研究会報 2619号22頁

山城一真・法セ増（新判例解説Watch） 20号107頁

## 参照条文

民法1条2項

民法415条

民法628条

民法651条

民法709条

日本国憲法13条

裁判年月日 平成28年 1月18日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決  
事件番号 平27(ワ)1759号  
事件名 損害賠償請求事件  
裁判結果 請求棄却 上訴等 控訴後、和解 文献番号 2016WLJPCA01186003

東京都港区〈以下省略〉

原告	Moving Factory株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	竹村公利
同	佐藤裕紀
同	岡本順一
同	石塚司
同	塚松卓也

岐阜市〈以下省略〉

被告	Y1
----	----

岐阜市〈以下省略〉

被告	Y2
----	----

岐阜市〈以下省略〉

被告	Y3
----	----

上記3名訴訟代理人弁護士	中島俊輔
--------------	------

同	齋藤とさ
---	------

埼玉県入間市〈以下省略〉

被告	Y4
----	----

同訴訟代理人弁護士	川浪芳聖
-----------	------

同訴訟復代理人弁護士	高山聡一郎
------------	-------

## 主文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

## 第1 請求

1 被告Y1（以下「被告Y1」という。）及び被告Y4（以下「被告Y4」という。）は、原告に対し、連帯して、883万7290円及びこれに対する被告Y1については平成27年3月15日から、被告Y4については同月14日から、支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告Y2（以下「被告Y2」という。）及び被告Y3（以下「被告Y3」といい、被告Y2と被告Y3を併せて「被告Y2夫妻」という。）は、原告に対し、連帯して、110万円及びこれに対する平成27年3月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要等

### 1 事案の概要

本件は、芸能プロダクションである原告が、原告との間で専属マネジメント契約（以下「本件契約」という。）を締結した上で原告に所属する女性アイドルであった被告Y1、被告Y1と交際していたファンである被告Y4、及び被告Y1の父母である被告Y2夫妻に対し、以下の(1)、(2)の各請求をした事案である。

#### (1)被告Y1及び被告Y4に対する請求

##### ア 逸失利益等の損害賠償請求

原告は、被告Y1とそのファンである被告Y4とが交際を開始し、それを機に、共謀の上、イベント等への出演業務を一方的に放棄するなどして原告に逸失利益等合計764万9900円の損害を生じさせたと主張して、主目的には本件契約の債務不履行又は不法行為に基づき（両請求については選択的）、予備的には不利な時期に本件契約を解除したと主張して委任に関する民法651条2項に基づき、被告Y1及び被告Y4に対し、上記764万9900円にその1割の弁護士費用を加えた合計841万4890円の損害賠償及びこれに対する不法行為後の訴状送達の日（被告Y1については平成27年3月15日、被告Y4については同月14日）から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた。

##### イ 交通費の損害賠償請求

原告は、被告Y1と被告Y4が、共謀の上、被告Y1が実家から上京するための交通費と偽って合計38万4000円を詐取したと主張して、被告Y1及び被告Y4に対し、上記38万4000円にその1割の弁護士費用を加えた合計42万2400円の損害賠償及びこれに対する上記アと同様の遅延損害金の連帯支払を求めた。

#### (2)被告Y2夫妻に対する請求

原告は、被告Y1が上記(1)の債務不履行又は不法行為に至ったのは、その親権者である被告Y2夫妻が、原告に対する信義則上の義務として被告Y1の生活及び活動状況を適切に管理監督すべき義務があるのにその義務に違反したためであり、これにより上記(1)の損害とは別に100万円の固有の損害を生じさせたと主張して、信義則上の管理監督義務違反の不法行為（民法709条）に基づき、被告Y2夫妻に対し、上記100万円にその1割の弁護士費用を加えた合計110万円の損害賠償及びこれに対する不法行為後の訴状送達の日

翌日である平成27年3月15日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた。

## 2 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実である。

### (1) 当事者

原告は、芸能タレントの育成及びマネージメント等を目的とする株式会社である（甲1）

被告Y1は、平成4年〇月〇日生まれの女性であり（甲3）、「B」という芸名でアイドルグループ「〇〇」（略称は「〇〇」。以下「本件グループ」という。）に所属して活動を行っていた者である。

被告Y4は、平成3年〇月〇日生まれの男性であり（甲10）、本件グループに所属する被告Y1のファンとして、本件グループのコンサート、撮影会等各種イベントに参加していた者である。

被告Y2夫妻は、被告Y1の父母である。

### (2) 本件契約の締結（甲4）

原告は、平成24年4月1日、当時未成年（19歳9か月）であった被告Y1との間で、親権者である被告Y2の同意の下、別紙「専属マネージメント契約書」記載のとおり（ただし、契約書中の「甲」を原告、「乙」を被告Y1、「本契約」を本件契約と置き換えた。）の本件契約を締結した。

被告Y2は、同日、本件契約の契約書の親権者欄に署名押印した。

### (3) 被告Y1と被告Y4との交際

被告Y1は、遅くとも平成25年12月頃から、被告Y4と交際を開始し、男女関係を持った。

### (4) 被告Y1による平成26年7月11日のメール等

ア 被告Y1は、平成26年7月11日午後10時47分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（以下「7月11日のメール」という。甲7の1）。

「ずっと前から考えてたんですけど、自分がこの前22歳になってもうアイドルとして22歳って結構年齢的にやばいし、水着の撮影だって、今回はもしかしたらやらなくてもおっけいでももし全員でってのも今後きっと出てくるだろうし、水着は絶対に出来ないし、やりたくないし、この活動しててほんとライブとかメンバーとかといて楽しいんですけど、髪の毛とか暇さえあれば抜いちゃったりしちゃってどこかストレス感じててそして、安定しない収入で親にもうこの年になってまで迷惑かけたくなくて、ちゃんと就職して安定したいです。だから、急で直接だと上手く言えないからメールで伝えますが今年中に〇〇辞めます。本気なので、親にもう辞めることも言ってあるし、どう言われようが意見は曲げません。」

イ これに対し、原告は、同日午後11時17分、被告Y1に対し、以下のような内容のメールを送り返した（乙1）。

「『辞める』という話は了解だから時期だけは従ってな 多分メジャーデビューしてこれ



から関わる人増えるし自分の都合だけじゃ動けないから とにかく来年5月周辺で卒業できるように調整するからそれまでは今まで通り武道館目指して頑張るべし！！」

(5) 被告Y1のライブへの不出演等

被告Y1は、平成26年7月20日、六本木ラフォーレミュージアムで開催された本件グループのライブ（以下「本件ライブ」という。）に出演せず、同年8月16日までの間、原告からの連絡に応じなかった。

なお、本件ライブは中止されることなく開催され、チケットの払戻しが求められることはなかった。

(6) 被告Y1による内容証明郵便（甲7の2）

被告Y1は、平成26年7月26日、原告に対し、以下のとおり記載した内容証明郵便を差し出した（以下「7月26日付け内容証明郵便」という。）。

「民法第651条第1項に基づき、2014年7月11日にメールで伝えた通り2014年7月11日をもって貴社との業務委託を解除します。」

(7) 被告Y1による平成26年8月16日及び同月17日の各メール

ア 被告Y1は、平成26年8月16日午前11時32分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（甲5）。

「長い間、連絡もとらず穴を空けて申し訳ありませんでした。親に怒られ、Y4くんとは別れました。私が間違っていました。たしかに、バスに乗らずお金だけ払っただけの日もありましたが、それは約1ヶ月なのでその分はちゃんと払います。言われた11月まで頑張りたいと思っています。」

イ また、被告Y1は、平成26年8月16日午後9時39分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（以下「8月16日のメール2」という。甲9の1）。

「私がバス代を詐称した日は6月23日（月）5000円と6月27日（金）4700円と6月30日（月）3700円と7月4日（金）4000円と7月7日（月）3800円と7月11日（金）4000円と7月15日（火）2300円と7月18日（金）4500円の1ヶ月合計32000円です。今ではこの4回詐称したことを後悔しています。そして、ほんとは11月の卒業の時までやってくれと言われたのですが、Aさんが私が辞めることをメンバーに言った日からメンバーと気まずくなり、Aさんに気まずいからメンバーに伝えてほしいと言っても、後で言うと言われ、でも結局何も言ってくれなくて、行けなくなったという理由もあります。」

ウ さらに、被告Y1は、平成26年8月17日午前11時29分、原告に対し、以下のような内容のメールを送った（以下「8月17日のメール」という。甲9の2）。

「もう一度調べたら、バス代もう1往復あって、6月16日（月）3400円と6月20日（金）4300円の合計5回で39700円でした。あと、一ヶ月出てないだけで300万の損害って書いてあるんですけど、どうして300万になったのかという詳しい明細を教えてください。」

(8) 原告による本件グループのライブ観客に対する説明（丙1）

原告のプロデューサーは、平成26年8月17日に吉祥寺の「CLUB SEATA」で

開催された本件グループのライブ会場において、被告Y1が本件グループから脱退したこと、被告Y1がファンと交際していたこととそれが重大な契約違反であり被告Y1の本件グループ脱退の理由であることを、観客に説明した。

(9) Y4のブログ記事(甲6)

被告Y4は、平成26年8月17日、以下のような内容の記事を自己のブログに投稿した。

「実名晒してのご報告ありがとうございます。別にその件は構いません。(以下略)」  
「まず、損害賠償の件について 合計823万2400円の請求が弁護士を通して届いていますが、内710万円の内容が対応への労力、費用となっていますがその内訳はどうなっているんですかね? 何にこれだけ費用がかかったと明確にして頂きたいです。そしてもう1つ交通費を詐取し38万4000円の請求と詐欺罪に該当すると書いてありますがいつ僕はあなた方からお金を頂きました? 一銭も頂いておりませんが? (以下略)」  
「恐喝の件について あなた方は『やくざを使い殺す』と言いましたよね? 企業が一般市民に向けて殺すと恐喝ですか。実にこわいですね。(以下略)」

3 争点

(1) 被告Y1に対する逸失利益等の損害賠償請求の争点

【主位的請求】について

争点① 被告Y1に本件契約の債務不履行があるか、不法行為が認められるか

争点② 本件契約は解除されたか、及びその効力はいつ生じたか

【予備的請求】について

争点③ 本件契約が委任契約であった場合、被告Y1の解除は原告の「不利な時期」にしたものか、及びその不利な時期に解除する「やむを得ない事由」があったか

【主位的請求及び予備的請求】に共通

争点④ 被告Y1が被告Y4と交際し、本件グループの活動を停止したことにより、原告に生じた損害はいくらか

(2) 被告Y1に対する交通費の損害賠償請求の争点

争点⑤ 被告Y1は出演業務にあたり上京したかのように装って交通費の支払を受けたか、及びそれはいつのいくら交通費か等

争点⑥ 原告は、被告Y1の報酬計算時に、被告Y1に支払った交通費相当額を被告Y1の報酬から差し引いたか

(3) 被告Y4に対する請求の争点

争点⑦ 被告Y4は、被告Y1の債務不履行又は不法行為について共謀したか

(4) 被告Y2夫妻に対する請求の争点

争点⑧ 被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況についての管理監督義務を原告に対して負うか、及びその義務違反による固有の損害が原告に生じたか

4 争点に関する当事者の主張

(1) 被告Y1に対する逸失利益等の損害賠償請求に関する主張

争点① 被告Y1に本件契約の債務不履行があるか、不法行為が認められるか



## 【原告の主張】

ア 被告Y1は、遅くとも平成25年12月頃から被告Y1のファンである被告Y4と交際を開始した上、被告Y4と同居し男女関係を持った。その後も被告Y1は、少なくとも平成26年8月16日頃までの間、被告Y4との交際及び同居を継続した。そして、被告Y1は、被告Y4との交際を契機として、同年7月20日、本件ライブに無断欠席し、以後原告からの連絡にも一切応じないなど、その後の原告の出演業務を一方的に放棄した。

被告Y1が出演業務を一方的に放棄した時点において、本件グループはオリコン総合ウィークリーランキング7位（オリコンデイリーランキング1位、オリコンインディーズランキング1位）を獲得する人気アイドルグループであり、他方、所属メンバー数はわずか7名と少人数であった。そのため、被告Y1に対するイメージが本件グループ全体及び原告の売上に大きく直結する状況にあった。このような中で、被告Y1は、人気商売である本件グループに所属するメンバーとしては致命的ともいえる異性であるファンとの男女関係を継続するという活動義務違反行為を行った。

以上のような被告Y1の行為は、本件契約に基づく以下の出演業務の遂行義務（3条2項ただし書）及び12条2項①③⑧⑪⑬に基づく活動義務に違反する行為であり、本件契約の債務不履行に該当する。

3条2項ただし書 原告が被告Y1の出演業務に関して第三者との間で契約を締結した場合には、被告Y1は原告の指示に従って誠実に当該出演業務を遂行しなければならない。

12条2項 被告Y1の以下の具体的な行為についてもまた前項と同様とする。

① いかなる理由があろうと仕事や打ち合わせに遅刻、欠席、キャンセルし、原告に損害が出た場合

③ 電話もしくはメールで連絡が付かず損害が出た場合

⑧ ファンと性的な関係をもった場合 またそれにより原告が損害を受けた場合

⑪ あらゆる状況下においても原告の指示に従わず進行上影響を出した場合

⑬ その他、原告がふさわしくないと判断した場合

なお、本件契約12条1項は、「被告Y1が本件契約に違反し原告が損害を負った場合は、原告は直ちに損害賠償を請求できるものとする。」旨定めている。

イ また、被告Y1のこれらの義務違反行為は、いずれも被告Y1の明確な故意によるものであり、原告の業務上の利益を著しく毀損する業務妨害かつ債権侵害にほかならず、不法行為にも該当する。

## 【被告Y1の主張】

被告Y1が被告Y4と交際したことは認める。被告Y1に原告に損害を与えようとの故意はない。法的評価は争う。

争点② 本件契約は解除されたか、及びその効力はいつ生じたか

## 【被告Y1の主張】

被告Y1は、7月11日のメールにより、原告に対し、本件契約を解除する旨の意思表示をした。これに対し、原告は、同日、被告Y1に対し、「『辞める』という話は了解」というメールを返信した。したがって、本件契約の法的性質にかかわらず、原告と被告Y1との

間で、本件契約を終了させるという合意解除が成立した。

なお、被告Y1が本件グループを脱退する時期については明確に決まっていなかったが、平成26年7月19日のライブの際、原告により、被告Y1が本件グループを脱退することが他のメンバーに知れ渡ってしまい、被告Y1は他のメンバーとの関係がぎくしゃくし、本件グループに居づらくなった。そして、被告Y1としては、早々に脱退したい意向を固め、原告に対し、同月11日付けをもって本件契約を解除する意思を7月26日付け内容証明郵便により伝えた。

したがって、本件契約は、いずれにしても平成26年7月11日で終了した。

#### 【原告の主張】

##### ア 原告は解除の合意をしていないこと

原告が被告Y1による7月11日のメールによる解除の申出及び7月26日付け内容証明郵便による解除の申出を了承した事実はない。

##### イ 7月11日のメールは、同日付けで解除する旨の意思表示ではないこと

被告Y1は、原告に対し、「今年中に〇〇辞めます」などという7月11日のメールを一方的に送りつけてきているが、平成26年中に原告を辞める可能性があることを示唆する内容にすぎず、そもそも原告との間の本件契約について解除する旨の意思表示を行ったものではない。仮に、解除の意思表示を行ったものであるとしても、「今年中に」などという記載から、7月11日のメール到達時付けで本件契約を解除するという意思を表示したのではない。

##### ウ 7月26日付け内容証明郵便は、平成26年7月11日に遡って効力を生じるものではないこと

7月26日付け内容証明郵便には、「2014年7月11日をもって・・・解除します。」などと記載されているが、同郵便による意思表示は差出日以降になされたものであるから、これをもって、同月11日付けで同郵便による解除の意思表示がなされたことにはならないし、継続的契約たる本件契約の解除の効果が過去に遡って同月11日付けで生じたことにもならない。

##### エ 被告Y1に民法651条1項等の無理由解除権はないこと

本件契約は、専属的なマネジメント契約として多くの複合的かつ重要な合意が契約内容となっており、全体として評価した場合に、準委任や雇用といったいわゆる民法上の典型契約に引き寄せて解釈することは不相当であり、それらどれかの契約形態の性質があるものとして無理やり全体の解除の可否を決定すべき契約ではない。したがって、本件契約につき、民法651条1項等を適用ないし類推適用して解除することは許されない。仮に、本件契約に準委任契約の要素が一部あると判断された場合でも、本件契約は原告及び被告Y1双方のための契約であり、解除原因を詳細に定めており（本件契約13条1項、2項）、また契約期間の定めを明確に設けている（本件契約11条）以上、双方とも任意解除権（民法651条1項等に基づく解除権）を放棄していると解すべきである。被告Y1による解除がいつでもできてしまうのであれば、同様の契約において、解除原因及び契約期間の定めは全く無意味なものになってしまう。



また、本件契約は原告及び被告Y1の信頼関係に基づく継続的契約であるところ、原告には何ら本件契約違反の事実はなく、原告による信頼関係の破壊は一切ない。被告Y1こそが、原告との信頼関係を破壊しようとした張本人であり、このような被告Y1からの一方的な解除は、信頼関係破壊の法理の観点からも認められない。

さらに、業界全体の問題として、仮に被告Y1のような芸能タレントの一存でいつでも専属マネジメント契約を解除することがまかり通るのであれば、原告のような芸能事務所がいかに誠実に芸能タレントの育成に努めようと、芸能タレントの一存でいつでも契約が解除できることになり、売れっ子になった芸能タレントがその一存で契約を解除して他の事務所へ移籍することが可能となる。そうすると、芸能事務所は芸能タレントに対する育成的観点からの投資は必然的に控えざるを得なくなり、既に名の売れている芸能タレント以外の芸能タレントにとってデメリットが大きく、ひいては業界全体へ大きな悪影響を及ぼすことになる。実際、原告も、原告の費用負担において（本件契約8条1項本文）、被告Y1のプロモーション等を行ってきたのである。このような業界の問題・影響からしても、原告及び被告Y1ともに、本件契約を自由に解除することはできない。

争点③ 本件契約が委任契約であった場合、被告Y1の解除は原告の「不利な時期」にしたものか、及びその不利な時期に解除する「やむを得ない事由」があったか

#### 【原告の主張】

ア 民法651条2項本文にいう「不利な時期」の委任の解除であること

仮に、本件契約に準委任契約の要素が一部あると判断された場合においても、被告Y1からの解除の申入れは、本件契約の出演業務を一方的に放棄するなどした後、一方的になされたものであり、ライブ出演、物販活動等原告が仮押さえしていた被告Y1の出演業務の中止を余儀なくされるなど、原告に不利な時期になされたものである。したがって、被告Y1は、原告に対し、民法651条2項本文に基づく損害賠償義務を負う。

イ 民法651条2項ただし書にいう「やむを得ない事由」があったとはいえないこと

原告には何ら本件契約違反の事実はなく、原告からの信頼関係の破壊は一切ないにもかかわらず、被告Y1は、ファンである被告Y4との交際及び同居を継続し、被告Y4と継続的に男女関係を持ち、原告の出演業務を一方的に放棄するなどした。被告Y1こそが原告との信頼関係を破壊しようとした張本人である以上、被告Y1による本件契約の解除が認められるべき「やむを得ない事由」などない。

#### 【被告Y1の主張】

被告Y1と原告との間で本件契約を終了させる合意は平成26年7月11日に成立しており、あとは脱退時期についてタイミング及びその公表方法等がはかられていた。そのような中、同月19日のライブの際の原告による軽率な行為によって、被告Y1が本件グループを脱退することが他のメンバーに知れ渡り、事実上本件グループにおける円満な活動継続を断たれることになり、被告Y1は不本意な脱退を余儀なくされた。したがって、同月19日の活動終了は原告自身が招いた時期であり、それが原告にとって「不利な時期」となるものではない。

争点④ 被告Y1が被告Y4と交際し、本件グループの活動を停止したことにより、原告に生じた損害はいくらか

**【原告の主張】**

原告の業務は人気商売であり、所属アーティストに対するイメージによって原告の売上が大きく左右される。原告は、被告Y1が異性であるファンとの交際及び男女関係を継続し、出演業務を一方的に放棄した債務不履行又は不法行為によって、以下のアないしウの合計764万9900円の損害を被った。また、この点を弁護士に依頼したことにより、弁護士費用相当額として、その1割に当たる76万4990円の損害を被った。

ア グッズ在庫 54万9900円

原告は、被告Y1に関するグッズ販売の中止を余儀なくされ、少なくとも以下の①ないし⑩の在庫を抱えることになった。この販売中止により、原告は少なくとも合計54万9900円の損害を被った。

- ① ペンライト 7万5000円 (3000円×25本)
- ② アクリルキーホルダー 1万3200円 (1200円×11個)
- ③ キーホルダー 6400円 (800円×8個)
- ④ 缶バッジ 1万0800円 (600円×18個)
- ⑤ シール 4000円 (500円×8枚)
- ⑥ マフラータオル 18万2500円 (2500円×73枚)
- ⑦ リストバンド 1万4400円 (1800円×8個)
- ⑧ サッカーシャツ 7万8400円 (9800円×8枚)
- ⑨ 押しTシャツ 13万7200円 (4900円×28枚)
- ⑩ Tシャツ 2万8000円 (2000円×14枚)

イ 逸失利益 410万円

原告は、CD・グッズ販売、ライブ出演、物販活動等被告Y1のその他の出演業務によって得られる見込みであった利益410万円を取得する機会を喪失し、同額の損害を被った。

ウ 信用毀損 300万円

原告は、ライブ出演、物販活動等仮押さえしていた出演業務の中止を余儀なくされ、各取引先、並びに原告所属の他のアーティストとの関係において、原告の所属する業界内における信用を著しく毀損されている。この信用毀損による損害を金銭的に評価すれば、少なくとも300万円を下ることはない。

なお、平成26年8月17日の吉祥寺「CLUB SEATA」のライブ会場で原告が被告Y1と被告Y4が交際していることをファンの前で伝えたことは認める。被告Y1と被告Y4が交際している事実は、既に多くのファンの間で噂になっており、ファンから事実について説明を求められる状況にあった。このような状況を放置すれば、被告Y1のみならず、本件グループ全体及び原告について、ファンからの信用が失われることが懸念された。原告は、誠実な説明により事態を收拾し、ファンからの信用低下を食い止めるべく、やむなくライブ会場で被告Y1と被告Y4が交際していることをファンの前で伝えたに過ぎない。

**【被告Y1の主張】**



そもそも本件ライブ自体は行われており、チケットの払戻し等の処理もなく、ライブ主催者側から損害賠償を求められたというような事実もないから、被告Y1が本件ライブに参加せず、また本件契約を解除したことに關して、原告に具体的な損害は一切生じていない。

ア グッズ在庫について

被告Y1に関するグッズ等の販売管理は、原告によるマネジメント上の判断とリスク計算の下に行われる。メンバーの入れ替えが予定されていることから、最終的に利益にならなかった製作費用等について、被告Y1が負うべきいわれはない。なお、利益計算において製作費用等の経費が控除される仕組み上、結局のところ被告Y1の負担で控除されている。原告に具体的な損害は発生していない。

イ 逸失利益について

中途解約を規定した本件契約6条4項をみても、中途解約の際別途損害を賠償することは想定されていない。

ウ 信用毀損について

被告Y1自身から、被告Y1と被告Y4との交際を公表したことはない。むしろ、平成26年8月17日に吉祥寺の「CLUB SEATA」で開催されたライブの会場において、原告自身が被告Y1と被告Y4が交際していること及び被告Y1が本件グループを脱退することをファンの前で公表したことによって、世間に知れ渡ることになった。原告の主張する信用毀損は、原告自身によるまさに自招行為であり、被告Y1の行為によるものではない。そもそも、アイドルグループのメンバーが入れ替わることは通常起こり得ることであり、脱退後に信用毀損というのは筋違いである。

(2)被告Y1に対する交通費の損害賠償請求に関する主張

争点⑤ 被告Y1は出演業務にあたり上京したかのように装って交通費の支払を受けたか、及びそれはいつのいくら交通費か等

【原告の主張】

原告は、出演業務の履行にあたり被告Y1が岐阜市にある実家から上京する場合には、被告Y1に対し、被告Y1の申告に基づき実家から出演先までの交通費を支給する扱いとしていた。しかし、被告Y1は、被告Y4との同居先から出演先に赴くなど、出演業務の履行にあたり実家から上京した事実がないにもかかわらず、あたかも実家から上京したかのように原告を欺き、交通費として、少なくとも38万4000円を詐取した。被告Y1によるこのような交通費の詐取行為は、原告に対する詐欺行為として不法行為に該当し、これにより原告は38万4000円の損害を被った。

被告Y1は、原告に対し高速バスの領収書を提出し、原告から高速バス代相当額を受け取っており、平成25年12月から平成26年7月までの間に原告が被告Y1に対して支払った高速バス代は、原告が保管していた領収書に記載する金額だけでも14万5250円に上る（別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「原告の所持する領収書」欄参照）。また、被告Y1は、合計3万9700円について、高速バスを利用していないのに原告に領収書を提出して支払を受けたことを認めている（別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「被告Y1のメール」欄参照）。なお、被告Y1が高速バスを利用していなかった期間について、高速

バスチケットの払戻しなどがされていない場合、被告Y1は、購入した高速バスチケットを使用せず所持していたと思われるが、未使用の高速バスチケットが原告に提出されたことはない。被告Y1が未使用の高速バスチケットを金券ショップ等で売却していた可能性すらあり、被告Y1の行為は詐欺行為として極めて悪質である。

また、この点を弁護士に依頼したことにより、弁護士費用相当額として、その1割に当たる3万8400円の損害を被った。

**【被告Y1の主張】**

否認ないし争う。

争点⑥ 原告は、被告Y1の報酬計算時に、被告Y1に支払った交通費相当額を被告Y1の報酬から差し引いたか

**【被告Y1の主張】**

本件契約上、報酬は、原告が収入（売上）と費用（経費）を計算した精算書を作成し、精算金を被告Y1に振り込んで支払うこととなっていたが、当該精算書が被告Y1に交付されたことはない。一方、交通費は、被告Y1が原告に領収書を渡し、それと引き換えに交通費相当額を受け取るという手続であった。

ところで、費用負担について定めた本件契約8条によれば、「移動交通費」は被告Y1の負担とされており、それを前提にすれば、報酬の精算の際に「交通費」が被告Y1の負担において控除されているはずである。そのため、原告が一旦立替払をした交通費相当額を被告Y1に対する報酬計算時に差し引いていることになり、原告に損害はない。高速バス代に関して、原告が主張するような本件契約とは別の合意がされた事実は一切ない。

被告Y1の報酬は、本件契約6条1項によれば、「本プロジェクトにおける総売り上げが総経費を上回り、“利益”が発生した段階」で発生するとのことである。しかし、「総売り上げ」や「総経費」の内容・範囲が不明であり、被告Y1がこれまで受け取ってきた報酬の計算根拠が一切示されていないため、受け取った金額が妥当かどうか判断できない。未成年かつ消費者である被告Y1と締結する契約としては、当該条項は極めて悪質である。

**【原告の主張】**

本件契約6条には、報酬支払について、精算書を作成の上精算金を支払うというような定めはない。原告は、平成25年5月31日から平成26年6月30日までの間に、被告Y1に対し、高速バス代とは別に、少なくとも別紙「被告Y1の報酬」記載の報酬を支払った。

なお、被告Y1が岐阜市の実家から東京に来るまでの高速バス代は、被告Y1が、実際に高速バスを利用し、かつ原告に領収書を渡した場合には、例外的に原告において負担する扱いとし、報酬とは別に支払われていた。

**(3)被告Y4に対する請求に関する主張**

争点⑦ 被告Y4は、被告Y1の債務不履行又は不法行為について共謀したか

**【原告の主張】**

被告Y4は、遅くとも平成25年12月頃から被告Y1と交際を開始した上、被告Y1と同居し男女関係を持った。被告Y4はその後も被告Y1との交際及び同居を継続し、被告Y1は実家からではなく被告Y4との同居先から出演先へ赴いていた。被告Y4は、被告Y1



と交際の上同居を継続し、被告Y1と共謀して、交通費の詐取及び出演業務の一方的放棄という不法行為を共同して行った。被告Y4は、原告の所属芸能タレントと異性との交際が、人気商売である原告の業務に多大な影響を与えることを明確に認識していた。

したがって、被告Y4には、原告に対する業務妨害及び債権侵害の明確な故意があり、被告Y1の不法行為について共同不法行為が成立する。

#### 【被告Y4の主張】

被告Y4が遅くとも平成25年12月頃から被告Y1と交際を開始し、男女関係を持ったとの点、その後も交際を継続したとの点は認めるが、同居については否認する。

被告Y4は、純粋に一般の市民として自由に恋愛をただけであり、被告Y1との恋愛について非難されるいわれは全くない。被告Y4は、本件契約の内容や被告Y1の売出方法に関する原告の戦略を把握しておらず、被告Y1が原告に対しどのような義務を負っていたのか、出演先への交通費について原告と被告Y1との間でどのような合意がなされていたのかについても把握していない。被告Y4は、漠然とアイドルには、対外的には「恋愛禁止」というルールがあるのだろうという程度の認識を有していたにすぎない。

したがって、被告Y1との共謀は存在せず、原告の業務に多大な影響を与えることの認識、業務妨害及び債権侵害の明確な故意もないから、被告Y1との共同不法行為は成立しない。

#### (4) 被告Y2夫妻に対する請求に関する主張

争点⑧ 被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況についての管理監督義務を原告に対して負うか、及びその義務違反による固有の損害が原告に生じたか

#### 【原告の主張】

被告Y2夫妻は、被告Y1の法定代理人たる親権者であった。被告Y2は、被告Y3と協議の上、本件契約の契約書に署名捺印をし、被告Y1による本件契約の締結につき同意した。被告Y2夫妻は、本件契約締結の際、本件契約が被告Y1が成年に達した後も続くこと、及び本件契約の内容などを認識した上、被告Y1が原告と本件契約を締結することに承諾した。被告Y2夫妻は、本件契約締結以降少なくとも被告Y1が被告Y4と同居を開始するまでの間、被告Y1と生活を共にし、被告Y1の活動状況を把握していたことから、被告Y1が本件契約の出演業務を一方的に放棄した場合には人気商売である原告の業務に多大な影響を与えることを認識していた。そして、被告Y2夫妻は、被告Y1が被告Y4との交際及び同居を継続する場合や、本件契約の出演業務を一方的に放棄するおそれがある場合には、原告に対する損害の発生を防止すべく、被告Y1の生活及び活動状況について被告Y1に確認した上でしかるべき対応を取ることも可能であった。したがって、被告Y2夫妻は、それぞれ、被告Y1が交通費の詐取行為及び本件契約への違反行為をしないよう適切な管理監督を行うという信義則上の義務を、原告に対して負っていた。

しかしながら、被告Y2夫妻は、被告Y1と被告Y4との同居の継続及び被告Y1の活動状況について、何ら確認し是正することなく漫然と放置し、被告Y1の活動義務に対する適切な管理監督を怠った結果、被告Y1が交通費を詐取し、出演業務を一方的に放棄するに至った。原告は、その結果、少なくとも100万円の損害を被った。また、この点を弁護士に



依頼したことにより、弁護士費用相当額としてその1割に当たる10万円の損害を被った。

**【被告Y2夫妻の主張】**

被告Y1に何らの責任も発生しない以上、被告Y2夫妻が責任を負う前提を欠く。原告の主張する管理監督義務の実質は、未成年者が一般社会生活において不法行為や契約違反行為をしないように管理監督をする義務が親権者にはあるという主張としか考えられない。本件における被告Y1の具体的行為との関連においても、本件契約当時既に被告Y1は19歳9か月であり、活動場所を父母のいる岐阜市から遠く離れた東京に置く娘の社会生活上の芸能活動について、親権者である被告Y2夫妻にそのような広範な管理監督義務が生じる法的根拠が不明である。

損害については争う。

**第3 当裁判所の判断**

1 被告Y1に対する逸失利益等の損害賠償請求について

(1)争点①(被告Y1に本件契約の債務不履行があるか、不法行為が認められるか)について

被告Y1が本件契約3条2項ただし書に基づき原告に対して負う出演業務(一切のアーティスト活動のこと。本件契約1条2号)の遂行義務には、本件ライブに出演し、その後の活動に従事する義務が含まれるところ(前提事実(2))、被告Y1は本件ライブに出演しなかった(前提事実(5))。

また、原告は、本件契約12条2項により、被告Y1が、①いかなる理由があろうと仕事や打ち合わせに遅刻、欠席、キャンセルし、原告に損害が出た場合、③電話もしくはメールで連絡が付かず損害が出た場合、⑧ファンと性的な関係をもった場合 またそれにより原告が損害を受けた場合、⑩あらゆる状況下においても原告の指示に従わず進行上影響を出した場合、⑬その他、原告がふさわしくないと判断した場合には、直ちに被告Y1に対し損害賠償を請求できるところ(前提事実(2))、被告Y1は、遅くとも平成25年12月頃から、ファンである被告Y4と交際を開始し、男女関係を持った上(前提事実(3))、本件ライブに出演しなかった以降平成26年8月16日までの間、原告からの連絡に応じなかった(前提事実(5))。

そのため、被告Y1のこれらの行為は、少なくとも形式的には本件契約の上記各条項に違反するように思われる。しかしながら、被告Y1のこれらの行為が、本件契約の債務不履行に当たり損害賠償義務を負うか、あるいは原告に対する不法行為に当たり損害賠償義務を負うかについては、なお考慮すべき事項があるので、争点②の判断において検討することとする。

(2)争点②(本件契約は解除されたか、及びその効力はいつ生じたか)について

ア 本件契約は解除されたか

(ア) 本件契約の性質について

前提事実(2)によれば、本件契約において、被告Y1は、原告が原告名義で第三者との間で取り決めたアーティスト活動に(3条1項)、原告の指示に従って従事すべき義務を負い(同条2項ただし書、19条1項ないし3項)、これに違反した場合に損害賠償義務を負う

とされている（12条2項11号）のに対し、被告Y1の得られる報酬の額について具体的な基準は定められていない（6条1項）。また、原告は、芸能タレントの育成及びマネージメント等を目的とする会社であり、被告Y1以外にも女性アイドル（芸能タレント）を多数マネージメントしてきたと考えられるのに対し、被告Y1は、本件契約の当時は19歳9か月の未成年であった（前提事実(1)）。

これらの実情に照らすと、本件契約は、被告Y1が原告に対してマネージメントを依頼するというような被告Y1が主体となった契約ではなく、原告が、所属の芸能タレントとして被告Y1を抱え、原告の具体的な指揮命令の下に原告が決めた業務に被告Y1を従事させることを内容とする雇用類似の契約であったと評価するのが相当である。

そうすると、被告Y1による解除の意思表示は、3年間という期間の定め（本件契約11条本文）のある雇用類似の契約の解除とみることができるから、本件契約の規定にかかわらず、民法628条に基づき、「やむを得ない事由」があるときは、直ちに本件契約を解除することができるものと解するのが相当である。

（イ）本件契約を直ちに解除することの可否

そこで、被告Y1に本件契約を直ちに解除する「やむを得ない事由」があったかを検討する。

まず、弁論の全趣旨によれば、被告Y1は、平成25年5月31日から平成26年6月30日までの14か月間に、原告から、1か月間のアイドル活動の対価として、別紙「被告Y1の報酬」のとおり、それぞれ2万円が1回、5万円が6回、7万円が3回、10万円が2回、15万円が1回、20万円が1回の合計108万円の支払を受けたことが認められる。そして、前提事実(4)及び(6)のとおり、被告Y1は、原告に対し、7月11日のメールで、収入が安定しないためちゃんと就職して安定したいということを告げて、平成26年中に本件グループを脱退する意向を伝え、さらに7月26日付け内容証明郵便により本件契約を解除する旨の意思表示をしている。

本件契約では、原告が被告Y1に対し「別紙契約書」に乗じて算出した金額を報酬として支払う旨の定め（6条1項）があるが、同項の※において、「別紙契約書」は「本プロジェクトにおける総売り上げが総経費を上回り、“利益”が発生した段階で作成し、締結するものとする。」と定められている（前提事実(2)）のに、「別紙契約書」が締結されたとは認められない（その存在を示す証拠も、存在をうかがわせる証拠も存しない。）。そして、原告が上記報酬算定の根拠を示さないことからすれば、原告が被告Y1に支払った上記報酬は原告がその都度自由に決めたものにすぎず、被告Y1に対し、報酬としていついくら支払われるかの保証もなかったものと認められる。他方で、原告は、本件契約に詳細かつ包括的な禁止事項とその違反による損害賠償義務（12条1、2項）を定めた上で（前提事実(2)）、被告Y1が1か月活動しなかったことを理由に根拠も示さずに300万円もの損害賠償を請求している（前提事実(7)）。

そうすると、本件契約は、「アーティスト」の「マネージメント」という体裁をとりながら、その内実は被告Y1に一方的に不利なものであり、被告Y1は、生活するのに十分な報酬も得られないまま、原告の指示に従ってアイドル（芸能タレント）活動を続けることを強



いられ、従わなければ損害賠償の制裁を受けるものとなっているといえる。ゆえに、本人がそれでもアイドル（芸能タレント）という他では得難い特殊な地位に魅力を感じて続けるというのであればともかくとして、それを望まない者にとっては、本件契約による拘束を受忍することを強いるべきものではないと評価される。このような本件契約の性質を考慮すれば、被告Y1には、本件契約を直ちに解除すべき「やむを得ない事由」があったと評価することができる。

#### イ 解除の効力はいつ生じたかについて

被告Y1は、7月11日のメールをもって直ちに解除の効力が生じたと主張するが、7月11日のメールでは、「今年中に」辞めるという条件が付されている（前提事実(4)）ため、これをもって本件契約を直ちに解除する旨の意思表示があったと認めることはできない。また、7月26日付け内容証明郵便には、「2014年7月11日をもって」本件契約を解除すると記載されているが、本件契約は雇用類似の契約であり、民法630条、620条前段から解除は将来に向かってのみその効力を生ずると解されるから、7月26日付け内容証明郵便が原告に到達した時（弁論の全趣旨によれば、遅くとも翌日である同月27日には原告に届いたものと認められる。）に、解除の効力が生じたものと認められる。

#### ウ 債務不履行、不法行為についてのあてはめ

したがって、被告Y1が平成26年7月20日の本件ライブに出演しなかった行為及び解除の効力発生前の同月26日までの7日間に本件グループの活動に従事しなかった行為は、原告に対する債務不履行に該当するが、解除の効力発生後の同月27日以降の活動停止については、債務不履行に該当しない。

なお、原告は、被告Y1の行為が原告に対する業務妨害ないし債権侵害の不法行為に該当するとも主張するが、上記アのとおり本件契約は被告Y1にとって一方的に不利な面が強く、やむを得ない事由があるとしてこれを解除することは被告Y1の正当な権利行使と認められるから、そのような不法行為に該当するとは認められない。

また、前提事実(3)のとおり、被告Y1は、上記解除の効力発生までの間に、ファンである被告Y4と性的な関係を持っている。確かに、タレントと呼ばれる職業は、同人に対するイメージがそのまま同人の（タレントとしての）価値に結びつく面があるといえる。その中でも殊にアイドルと呼ばれるタレントにおいては、それを支えるファンの側に当該アイドルに対する清廉さを求める傾向が強く、アイドルが異性と性的な関係を持ったことが発覚した場合に、アイドルには異性と性的な関係を持ってほしくないと考えファンが離れ得ることは、世上知られていることである。それゆえ、アイドルをマネジメントする側が、その価値を維持するために、当該アイドルと異性と性的な関係ないしその事実の発覚を避けたいと考えるのは当然といえる。そのため、マネジメント契約等において異性と性的な関係を持つことを制限する規定を設けることも、マネジメントする側の立場に立てば、一定の合理性があるものと理解できないわけではない。

しかしながら、他人に対する感情は人としての本質の一つであり、恋愛感情もその重要な一つであるから、かかる感情の具体的現れとしての異性と交際、さらには当該異性と性的な関係を持つことは、自分の人生を自分らしくより豊かに生きるために大切な自己決定権そ

のものであるといえ、異性との合意に基づく交際（性的な関係を持つことも含む。）を妨げられることのない自由は、幸福を追求する自由の一内容をなすものと解される。とすると、少なくとも、損害賠償という制裁をもってこれを禁ずるといえるのは、いかにアイドルという職業上の特性を考慮したとしても、いささか行き過ぎな感は否めず、芸能プロダクションが、契約に基づき、所属アイドルが異性と性的な関係を持ったことを理由に、所属アイドルに対して損害賠償を請求することは、上記自由を著しく制約するものといえる。また、異性と性的な関係を持ったか否かは、通常他人に知られることを欲しない私生活上の秘密にあたる。そのため、原告が、被告Y1に対し、被告Y1が異性と性的な関係を持ったことを理由に損害賠償を請求できるのは、被告Y1が原告に積極的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更これを公にしたなど、原告に対する害意が認められる場合等に限定して解釈すべきものと考えられる。

そして、前提事実(8)のとおり、平成26年8月17日のライブ会場において、被告Y1がファンと交際していたことを公にしたのは原告のプロデューサーであり、被告Y1ではない。本件において、被告Y1が原告に積極的に損害を生じさせようとの意図を持って殊更これを公にしたと認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告Y1と被告Y4との交際が結果的に外部に知れたことが（性的な関係を持ったことまでが外部に知れたか否かはともかくとして）アイドルとしての被告Y1の商品価値を低下させ得るとしても、被告Y1が被告Y4と性的な関係を持ったことを理由に、原告が、債務不履行又は不法行為に基づき、被告Y1に対して損害賠償を請求することは認められないといわざるを得ない。

さらに、本件契約は雇用類似の契約であるところ、民法628条後段によれば、解除の要件としてのやむを得ない事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負うことになる。しかしながら、上記アで認定、判断したとおり、本件においてやむを得ない事由が被告Y1の過失によって生じたものとは認められない。そのため、この点からも、被告Y1が原告に対して損害賠償の責任を負うことはない。

(3)争点③（本件契約が委任契約であった場合、被告Y1の解除は原告の「不利な時期」にしたものか、及びその不利な時期に解除する「やむを得ない事由」があったか）について

本件契約は、上記(2)アのとおり雇用類似の契約であるから、委任契約であることを前提にする原告のこれらの主張は採用できない。

(4)争点④（被告Y1が被告Y4と交際し、本件グループの活動を停止したことにより、原告に生じた損害はいくらか）について

上記(2)で認定、判断したとおり、被告Y1の債務不履行が、平成26年7月20日の本件ライブに出演しなかった行為及び解除の効力発生前の同月26日までの7日間に本件グループの活動に従事しなかった行為に限定されていることを前提に、以下原告が主張する個別の損害について検討する。

#### ア グッズ在庫について

原告の主張する損害のうち、グッズ販売の中止による在庫54万9900円についてみる



と、原告の提出する証拠（甲8の1ないし10）はいずれも本件契約が解除された後である平成26年11月に撮影された写真であるから、これによって認定することができるのは、同月の写真撮影の際に原告の主張する種類及び個数のグッズが存在したという事実にとどまる。同年7月20日以降同年11月までの間の被告Y1に関するグッズの販売状況は証拠上明らかでなく、同年11月に撮影した上記写真のみをもって、「仮に被告Y1が同年7月20日の本件ライブに出演し、同月26日までの7日間に本件グループの活動に従事していれば、当該7日間に同年11月に写真撮影されたところの上記グッズが一部でも必ず売れた」ことを推認することはできない。その他に、上記7日間にグッズ販売が中止され在庫が生じたことを認めるに足りる証拠はない。

よって、被告Y1の上記債務不履行によってグッズの在庫が生じたとは認められない。

#### イ 逸失利益について

原告は、被告Y1が本件グループの活動に従事することにより、CD・グッズ販売、ライブ出演、物販活動等によって原告が410万円の利益を得られるはずであったと主張する。しかしながら、本件ライブについてチケットの払戻しは発生しておらず（前提事実(5)）、その他に被告Y1の上記債務不履行により、原告が得られるべき利益が得られなかったと認めるに足りる証拠はない。

原告は、一方では被告Y1の交際及び活動停止により410万円もの逸失利益（通常は、売上から経費を控除した純利益がこれに相当する。）が生じたと主張しながら、他方で本件契約6条1項の※にいう「本プロジェクトにおける総売り上げが総経費を上回り、“利益”が発生した」ことは認めず、被告Y1の報酬に関する「別紙契約書」を作成していない（弁論の全趣旨）。このように、原告の主張は矛盾していることが明らかであり、この点からも逸失利益に関する原告の主張を採用することはできない。

#### ウ 信用毀損について

原告は、ライブ出演、物販活動等仮押さえしていた出演業務の中止を余儀なくされたと主張するが、いつのどのような出演業務を中止したかを特定しておらず、また、そのことを裏付ける証拠を一切提出しないため（弁論の全趣旨）、原告の主張するような信用毀損が生じたとは認めることはできない。一般に、多人数のメンバーを抱えるアイドルグループにおいては、一部のメンバーの欠席や脱退等がありながらも、グループ全体としては活動を続けるものであることは公知の事実であり、弁論の全趣旨によれば、本件グループについても、被告Y1を欠いたとしてもグループとしてのライブ出演その他の活動を行うこと自体には支障がなかったと認められる。

そのため、被告Y1が本件ライブに出演せず連絡にも応じなかったことにより、原告やライブを運営する関係者に迷惑がかかったことくらいは窺えるが、金銭的な賠償が必要な程度の信用毀損が原告に生じたとはまでは認められない。

#### (5)小括

よって、被告Y1は、原告に対し、逸失利益等の損害賠償義務を負わない。

### 2 被告Y1に対する交通費の損害賠償請求について

(1)争点⑤（被告Y1は出演業務にあたり上京したかのように装って交通費の支払を受



けたか、及びそれはいつのいくら交通費か等)について

ア 被告Y1が8月16日のメール2及び8月17日のメールにより認めた3万9700円分の交通費について

本件契約8条1項及び弁論の全趣旨によれば、被告Y1が本件グループの活動に従事するために岐阜市の実家から上京する際の交通費は、原則的に被告Y1が負担するものと規定されているが、原告は、被告Y1が原告に使用済みの領収書を提出した場合には、原告がその実費を被告Y1に後払する扱いにしていたものと認められる。

甲9の1・2及び弁論の全趣旨によれば、被告Y1は別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「被告Y1のメール」欄記載の合計3万9700円については、実際には岐阜市から上京したわけではないのに、上京したと偽って領収書を原告に提出し、交通費の支払を受けたと認められる。原告は、被告Y1が実際には岐阜市から上京していないことを知っていれば、上記交通費を支払わなかったはずであるから、被告Y1がこれらに関し領収書を提出して原告を欺罔し、交通費の支払を受けた行為は、原告に対する不法行為に該当する。

イ その他の34万4300円分の交通費について

原告が主張する38万4000円の交通費のうち、上記3万9700円を超える部分については、次のとおり、被告Y1の不法行為により支払われたものとは認められない。

まず、原告は、別紙「交通費に関する主張及び証拠」の「原告の所持する領収書」欄のとおり14万5250円分の領収書(甲11の1~8)を証拠として提出する。そのうち平成26年6月13日の7700円、同月21日の9700円、同月30日の7700円、同年7月6日の7800円の合計3万2900円については、同別紙の「被告Y1のメール」欄記載の日付及び金額との照合により(被告Y1が自認するところと合致する。)、被告Y1が岐阜市から上京したわけではないのに原告に提出した領収書であると認められるが、その余については、被告Y1が認めているものではなく、その他被告Y1が岐阜市から上京したわけではない時の領収書であると認めるに足りる証拠もないから、不法行為に該当すると認めることはできない。

次に、上記14万5250円を超える部分に関しては、原告がいつのいくら交通費を合わせたものであるかという具体的な主張すらしないから、その余の点を検討するまでもなく、被告Y1の不法行為を認めることはできない。

(2)争点⑥(原告は、被告Y1の報酬計算時に、被告Y1に支払った交通費相当額を被告Y1の報酬から差し引いたか)について

被告Y1は、本件契約8条1項で交通費は原則被告Y1負担とされていること、及び本件契約6条1項の報酬に関する「別紙契約書」が作成されないまま算定根拠不明の報酬しか受け取っていないことを根拠に、原告は被告Y1に支払った交通費分を被告Y1の報酬から差し引いているため、原告には損害がないと主張している。

これに対し、原告は、交通費を報酬とは別に被告Y1に支払ったという外形的事実を主張するが、被告Y1に支払うべき報酬の算定根拠を示さない。また、本件契約6条4項によれば、原告は被告Y1のアーティスト活動が原告の責めに帰すべき事由によらずに停止される場合には、被告Y1の報酬を適宜減額することができるのとされているところ、弁論の全趣旨

によれば、別紙「被告Y1の報酬」のとおり、原告は被告Y1に対し平成26年7月分の報酬を支払っていないものと認められる。

以上の事実からすれば、原告は、被告Y1に支払った上記(1)アの交通費3万9700円の全額を、被告Y1の報酬から差し引いたと認めるほかなく、その結果原告の上記損害は填補されたと認められる。

### (3)小括

よって、被告Y1は、原告に対し、交通費に関する損害賠償義務を負わない。

#### 3 被告Y4に対する請求について

争点⑦（被告Y4は、被告Y1の債務不履行又は不法行為について共謀したか）について上記1及び2のとおり、被告Y1には原告に対する損害賠償義務がないから、その余の点を検討するまでもなく、被告Y4も原告に対する損害賠償義務を負わない。

なお、上記1(2)ウのとおり、異性に恋愛感情を抱くことは人としての本質の一つであり、その具体的現れとして当該異性と交際すること、さらに当該異性と合意の上で性的な関係を持つことは、人の幸福追求権の一場面といえる。まして、被告Y4は、一ファンに過ぎず、被告Y1と異なり、アイドルではなく、原告との関係で何らかの契約関係の拘束を負うものでもない。それゆえ、被告Y4においては、原告との関係で、契約上はもちろん一般的にも、被告Y1と交際し、さらに被告Y1と合意の上で性的な関係を持つことを禁じられるような義務を負うものではないから、被告Y1と交際し、性的な関係を持った事実をもって、原告に対する違法な権利侵害と評価することはできないというほかない。

また、上記1(2)ウのとおり、被告Y1の原告に対する業務妨害ないし債権侵害の不法行為も認められないから、被告Y4においてこれと共同不法行為が成立する余地もない。

交通費に関する不法行為については、上記2のとおり、被告Y1には一部交通費の詐取に関する不法行為は成立するものの、損害は填補されたと認められるから、その余の点について検討するまでもなく、被告Y4はこれについての損害賠償義務を負わない。

被告Y1が原告とマネージメント契約を締結するアイドル（芸能タレント）であり、被告Y4のブログの内容（甲6）からして被告Y4もそれを認識していたと認められることからすれば、被告Y4において殊更に被告Y1との交際の事実を暴露するなどし、原告に損害を与えようとした事実が認められるような場合であれば、原告に対する不法行為が成立する余地もある。しかしながら、被告Y4が同ブログに原告に対する反論めいた書き込みを行ったのは、前提事実(8)のとおり原告のプロデューサーが被告Y1と被告Y4との交際の事実を公表した後のことである。そのため、かかる不法行為が成立する余地もない。

よって、被告Y4も原告に対する損害賠償義務を負わない。

#### 4 被告Y2夫妻に対する請求について

争点⑧（被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況についての管理監督義務を原告に対して負うか、及びその義務違反による固有の損害が原告に生じたか）について

そもそも一般的に成年に達した者が、マネージメント契約に基づきアイドル（芸能タレント）活動を行うのに際して、その者の父母が契約の相手方に対して何らかの責任を負う根拠はないと考えられる。そのみならず、本件契約締結時に被告Y1が未成年であった点を捉

えても、被告Y1は既にその時点で19歳9か月であり、アイドル（芸能タレント）としての活動拠点も被告Y2夫妻が暮らす岐阜市から遠く離れた東京都内であった上、被告Y1が被告Y4と交際を開始したと認められる平成25年12月には既に成年に達していた。

これらのことに照らせば、被告Y2夫妻は、被告Y1の生活及び活動状況について、原告の主張するような管理監督義務を原告に対して負うとは認められない。したがって、被告Y2夫妻に対する原告の請求は認められない。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 原克也 裁判官 中野達也 裁判官 藤田直規）

〈以下省略〉

\*\*\*\*\*



申し込み

記者募集・見学会

主張とコラム

電話相談

囲碁・将棋

PRグッズ

PC スマホ  
しんぶん赤旗電子版  
Akahata digital edition  
電子版のお申し込み  
日刊紙が全ページ読める 過去1年分の検索ができる

シェアする 965 93 ポスト LINEで送る

2023年1月21日(土)

## 規約と綱領からの逸脱は明らか

### ——松竹伸幸氏の一連の言動について

赤旗編集局次長 藤田健

元日本共産党本部職員で「現役日本共産党員」を名乗る松竹伸幸氏が、記者会見、最近出版した本、ネットTV、週刊誌などで「党首公選制」を主張しています。

#### 自ら同意したはずの党規約に違反する行為

まず指摘しておかなければならないのは、松竹氏の行動が党のルールに反していることです。党規約では、党員は、「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめる」（第5条第6項）ことができるとしています。松竹氏も「党首公選制」を実施すべきだという意見があるなら、中央委員会に対しても幹部会や常任幹部会に対しても、そうした意見をのべる権利がありました。しかし、松竹氏が、そうした行動をとったことは、これまでただの一度もありません。異論があれば党内で意見をのべるということは一切しないまま、「公開されていない、透明でない」などと外からいきなり攻撃することは、「党の内部問題は、党内で解決する」（第5条第8項）という党の規約を踏み破るものです。

「党首公選制」についていえば、日本共産党の規約が、党員の直接投票によって党首を選出するという方式をとっていないことには理由があります。そうした方式を実施するならば、理の必然として、各候補者が多数派を獲得するための活動を奨励する——派閥・分派をつくることを奨励することになっていくからです。

日本共産党は、旧ソ連や中国の干渉によって党が分裂した「50年問題」という痛苦の体験を踏まえ、規約で、「党の意思決定は、民主的な議論をつくり、最終的には多数決で決める」「決定されたことは、みんなでその実行にあたる」「党内に派閥・分派はつくらない」という民主集中制を組織原則として明記（第3条）しており、「党首公選制」という主張は、規約のこの原則と相いれないものです。

そして党規約には、次のように明記しています。

「党の諸決定を自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができる。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」（第5条第5項）

松竹氏の行動は、党の決定のなかでも綱領とならんで最も重い決定である党規約に反する意見を、党内で主張することもせず、勝手に発表したものであって、松竹氏自身も同意したはずの党規約に違反する行為です。

松竹氏は「党規約に反することのないよう、慎重にやっています」などと言っていますが、それは党規約をまったく理解していないものと言わなければなりません。

#### 「安保条約堅持」と自衛隊合憲を党の「基本政策」にせよと迫る

それでは松竹氏は、何のために「党首公選制」なる主張をとなえているのか。



松竹氏は、19日の記者会見で、2021年の総選挙で日本共産党が「安全保障問題、とりわけ自衛隊問題での野党間の違いを克服できなかった」などとして、それが野党共闘の失敗の原因であるかのようにいいます。そして、「『政権共闘の議論の対象になる』というぐらいのもの（政策）は提示する必要がある」として、安保・自衛隊政策を転換するよう主張しています。

それでは提示すべき政策とはなにか。松竹氏は新たに出版した本のなかで、次のようにのべています。

「共産党が現段階で基本政策として採用すべきだと私が考えるのは、結論から言えば、『核抑止抜き専守防衛』である。日本は専守防衛に徹するべきだし、日米安保条約を堅持するけれども、アメリカの核抑止には頼らず、通常兵器による抑止に留める政策である」

これは、日本共産党の綱領の根幹をなす、国民多数の合意で日米安保条約を廃棄するという立場を根本から投げ捨て、「日米安保条約の堅持」を党の「基本政策」に位置づけよという要求にほかなりません。

松竹氏は、「専守防衛」を党の「基本政策」に位置づけることも主張しています。いま私たちは、「専守防衛」さえ覆す岸田内閣の大軍拡に反対する国民的多数派をつくるために奮闘しており、「自衛隊は合憲」と考えている多くの人々とも、「岸田内閣の大軍拡を許すな」という一点で広く協力していくことを願っています。しかし、そのことと、「専守防衛」を党の「基本政策」に位置づけることは全く性格を異にした問題です。「専守防衛」とは、自衛隊合憲論を前提とした議論だからです。結局、松竹氏の主張は、自衛隊は違憲という党の綱領の立場を根本から投げ捨て、自衛隊合憲論を党の「基本政策」に位置づけよという要求にほかなりません。

### 「綱領の枠内」という言い訳は通用しない

松竹氏は、自身のこうした主張を、「綱領の枠内」のものと言い訳をしています。驚くべき主張というほかありません。

党綱領では、日米安保条約について、「日本を守る抑止力」どころか「日本をアメリカの戦争にまきこむ対米従属的な軍事同盟条約」（第4項）と規定し、「日米安保条約を、条約第十条の手続き（アメリカ政府への通告）によって廃棄し、アメリカ軍とその軍事基地を撤退させる。対等平等の立場にもとづく日米友好条約を結ぶ」（第13項）と、日米安保条約廃棄の旗を高々と掲げています。

自衛隊については、「国民の合意での憲法第九条の完全実施（自衛隊の解消）に向かつての前進をはかる」（第13項）と明記していますが、ここには自衛隊が憲法違反であるという認識と、自衛隊解消によって憲法9条の完全実施に進むという目標がはっきりのべられています。

党綱領のこれらの根本的命題を投げ捨て、「日米安保条約の堅持」と自衛隊合憲論を党の「基本政策」に位置づけよと主張しながら、自分の主張を「綱領の枠内のもの」と強弁する。いったい松竹氏は、長い間党に在籍しながら、綱領を真剣に学んだことがあるのでしょうか。

日本共産党に対して、日米安保容認、自衛隊合憲の党への変質を迫る議論は、総選挙以来、自民党や一部メディアによって、執拗（しつよう）に繰り返されてきた攻撃です。松竹氏の行動は、“日本共産党という党の存在に期待している”といった装いをこらしながら、こうした攻撃に押し流され、迎合したものと言わざるをえません。

[語ろう共産党 Q&A](#)

[党創立101周年によせて](#)

[すいよう特集](#)

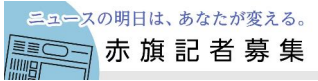
[徹底追及 統一協会](#)

[「赤旗」の魅力](#)

[特集一覧](#)







[赤旗見本紙（無料）](#)

[赤旗購読](#)

[赤旗電子版購読](#)

特集 学術・文化

くらし家庭 電話相談

テレビ スポーツ

たび・つり 地方

読者の広場 科学

新人王戦 赤旗名人戦

点字「赤旗」



- しんぶん赤旗X(旧Twitter)
- こちら赤旗日曜版X(旧Twitter)

いいね! 965 シェアする 93 チェック

ポスト

しんぶん 赤旗

(C)日本共産党中央委員会 [ご利用にあたり／ご意見・質問](#)

[赤旗見本紙（無料）](#)

[赤旗購読](#)







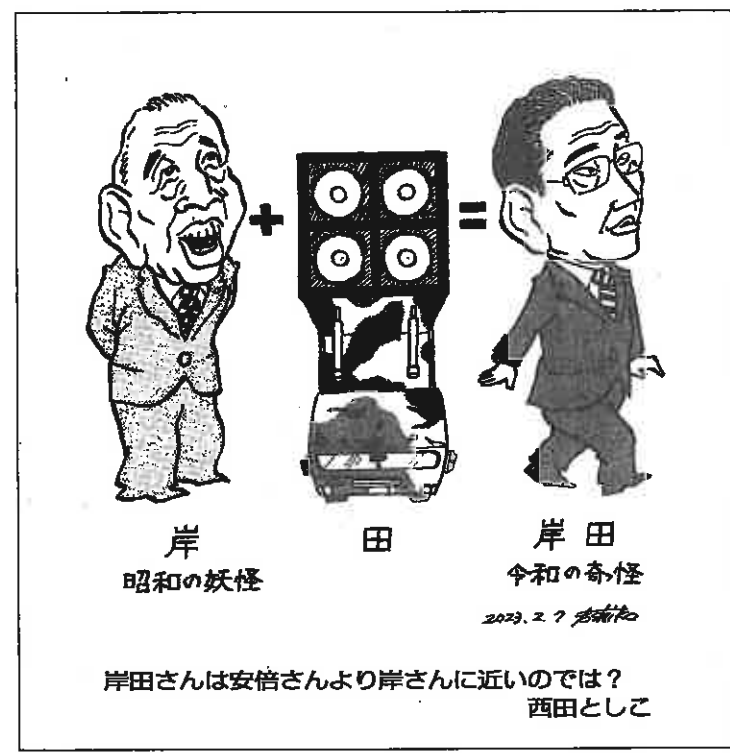
この姿勢変えなければ 学校の給食費を国の責任で

学校給食費を国の責任で... 無償化を進めることも不... 大学学費の無償化をめ...

大軍拡に税金をつぎ込む岸... 算を増やせの世論を広げる... 急がれます。

「可能に」案閣議決定... 部長・首相(設置)を設... 新コロナウイルス

「可能に」案閣議決定... 日般的に事実上の指示... 断にゆだねられていま



岸田 令和の奇怪 2023.2.7 西田としこ 岸田さんは安倍さんより岸さんに近いのでは？

市民連合の要請課題

- 1. 憲法・専守防衛のミサイル配備に反対... 2. 北東アジアにお... 3. 沖縄辺野古新基... 4. ウクライナ侵略... 5. 原発再稼働、使...

相「交渉進める」明言せず

紙議員が出席... 内閣府や地方6団体... 「北方領土」全国大会

日本共産党の国会質問記事

QRコードから、記事に簡単にアクセスできます... 集団的自衛権での敵基地攻撃/報復「日本、大規模被害も」

不明

「(規約)分の対象になったかのよう... 党内に自らの同調者をつくる... と言いつつ

「わが国固有の領土」と述べ、北方四島の帰属問題を解決す... 松竹氏の「会見」できわ

急事態案頂への導入の

- 12. シェンダー平等の取り組みを強化する... 13. 統一教会協会... 14. 森友、加計、桜

「領土未拡大」の原則に反したヤルタ協定やサンフランシスコ条約による戦後処理は「国際的理道によってたたきださるべきだ」と強調

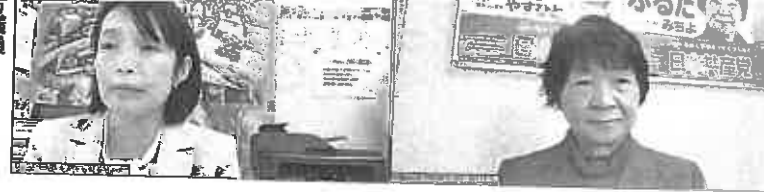
ニュース@NEWS

オンライン質問可能... 松本剛明総務相は7日の閣議後記者会見で、地方議員の成り手不足対策の一環として、本会議に欠席した議員がオンラインで一般質問することを確認と発表しました。



# へこの場から飛躍を

## 元地方議員・候補者決起集会



### 「三つのカギ」貫こう

日本共産党は18日、地方議員・統一地方選候補者オンライン決起集会を開き、「勝利に向けてこの場から飛躍をつくりだそう」と決意を固めました。全国で1500人以上が同時視聴しました。

小池晃書記局長が報告し、「戦争か平和か」の歴史的岐路のなかで、たたかわれる統一地方選で、平和と暮らしを守るために日本共産党の前進がどうしても必要だと述べ、第7回中央委員会総会が掲げた勝利をかちとる「三つのカギ」を貫こうとよびかけました。

第一の、岸田政権の大軍拡と覚の平和の対

案を広く国民に知らせる課題では、新しい「赤旗」2023年春号外を活用し、「宣伝対話」「折り返して作戦」で大攻勢を」と訴えました。

第二は、党地方議員団の抜群の美談・値打ちを語りぬくこととす。第三は、「1300の党」をめぐって党をつくりながら選挙をたたかひぬく新しい挑

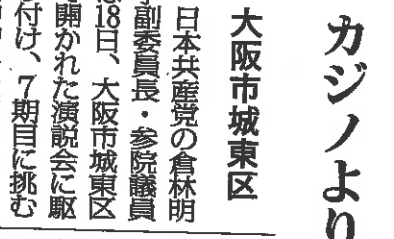
# 守りぬく党へ

## 田村智氏

党が子育て支援の「実績」を訴える中で、「日本共産党議員の特別の役割は、住民のみならずの要求、住民のみならずとも運動を繰り広げ、『できない』という行政、『無理だ』という妨害する」を訴えて、実現を求めました。



拍手に応える田村氏(壇上中央)と議員・候補者。18日、京都府八幡市。



拍手に応える田村氏(中央)と議員・候補者。18日、京都府八幡市。

## 党かく乱者であることを告白

「FLASH」(2月28日号)で、「志位一派を追い出す」と支持して来た松竹氏(「離党」)は、米安保容認・自衛隊合憲の決意を告白し、党の再審査を求め、その

方には「離党せずに、1月」の再審査に代議員として参加して、「この一年を全力でたたかひぬく」と宣言したことを、さっそく実行に移したものです。これは、党の最高機関である、憲法の保障する「結社の自由」へのあからさまな介入であり、その狙いは日米安保容認・自衛隊合憲の決意を告白し、党の再審査を求め、その



## 反戦平和へ党大きく

東京・目黒区議・候補が宣伝

東京都目黒区、日共の石川恭子区議と新人の奥山あき子候補は18日夕、五本木支部で労働者後援会とともに東急学芸大学駅東口で「大軍拡も増税もNO」のプラスタを掲げ、「国民の命・暮らしを守れ」と訴えました。

奥山区議候補は4月の統一地方選で、勇退する石川区議の議席のバトンタッチに挑みます。

駅前を行き交う人たちに、石川区議は「物価高騰の中で賃金や年金は上がらず、たいへん厳しい状況ではないでしょうか」と問いかけました。日本共産党の経済政策を語り、「いま政治がやるべきことは国民、区民の命・暮らしを守ることです」と力を込めました。

## カジノよりも命 倉林氏

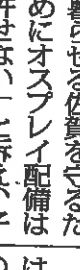
大阪府城東区 日本共産党の倉林明子副委員長・参院議員は18日、大阪府城東区で開かれた演説会に駆け付け、7期目に挑む山中智子大阪府議とともに、「4月の統一地方選で日本共産党の躍



激励に応える(右から)倉林、山中の両氏。18日、大阪府城東区。

## 三つのゼロ実現 山添氏

青森県 山添氏は、山口祥義知事が国言いなりで佐賀空港への陸上自衛隊のオスプレイ配備や海原発の推進を狙う



青森県 山添氏は、山口祥義知事が国言いなりで佐賀空港への陸上自衛隊のオスプレイ配備や海原発の推進を狙う

## 共産党が市に抗議

青森県の日本共産党下北地区委員会とむつ市議会は17日、むつ市にある海上自衛隊大湊(おおみなと)弾薬整備所(おおみなと)弾薬整備所に長射程の「スタンド・オフ・ミサイル」保管のための大型弾薬庫を新設する計画について、宮下宗一郎むつ市長に抗議の申し入れをしました。

むつ市長は、「わが国の安全保障に必要な整備を受け止める。これまでむつ市と自衛隊が共に歩を進めた歴史も踏まえ協力したい」とコメントしています。

## 今週の予定

- ◇20日(月) 衆院予算委員会23年度予算案に関する分科会(21日まで)
- ◇24日(金) 旧優生保護法に基づき不妊手術を受けた女性が、子どもをつくる自由を奪われ白口

## 週間日誌

政治・経済

- ◇トモホーク来年度一括購入と防衛相 浜田靖一防衛相は記者会見で、政府が敵基地攻撃能力の一環として導入を計画する米国製長距離巡航ミサイル「トマホーク」を2023年度に一括購入する契約を米国と結ぶ方針を表明。取得数は明らかにせず(14日)
- ◇GDP、2期ぶりプラス 内閣府が発表した2022年10〜12

## 社会・国民運動

◆原発運転60年超が可能に 原子力規制委員会が臨時会を開き、原子力発電所の運転期間を原則40年とする規定を削除する原子力等規制法改正案を委員の



(2) 岸田文雄首相が打ち出した「子ども予算倍増」について、木原誠二議員が「子どもが増えれば果敢に『なつと添え』批判を浴びています。予算倍増は安心して産んで育てる社会を実現するために政府がやるべき手段のほうです。木原氏の発言は、子どもが増えれば予算が増額になるという結果を語ったばかりで、本末が転倒しています。結局、まともに取り組まず、成り行き任せにするのが本音ではないのか。岸田政権の姿勢に国民の不信は募る一方です。

首相答弁もすく修正され  
木原氏の発言は2日放送されたテレビ番組の中のものですが、「子どもが増えれば予算が増えればよい」とも述べています。

### 主張

#### 「子ども予算倍増」

「子どもが増えれば予算が増える」という論議が、政府が若者や子育て世代を積極的に応援し、出産・育児の環境を急いで整備しようとしている立場があらわれます。2022年の出生数が統計開始以来初めて80万人を割り込むことが見込まれる深刻な状況への危機感もうかがえます。それにもかかわらず、子ども予算の倍増が必要という主張は、子育て世代を積極的に応援し、出産・育児の環境を急いで整備しようとしている立場があらわれます。2022年の出生数が統計開始以来初めて80万人を割り込むことが見込まれる深刻な状況への危機感もうかがえます。それにもかかわらず、子ども予算の倍増が必要という主張は、子育て世代を積極的に応援し、出産・育児の環境を急いで整備しようとしている立場があらわれます。

### 相次ぐ無責任発言に不信募る

岸田首相が打ち出した「子ども予算倍増」について、木原誠二議員が「子どもが増えれば果敢に『なつと添え』批判を浴びています。予算倍増は安心して産んで育てる社会を実現するために政府がやるべき手段のほうです。木原氏の発言は、子どもが増えれば予算が増額になるという結果を語ったばかりで、本末が転倒しています。結局、まともに取り組まず、成り行き任せにするのが本音ではないのか。岸田政権の姿勢に国民の不信は募る一方です。

首相答弁もすく修正され  
木原氏の発言は2日放送されたテレビ番組の中のものですが、「子どもが増えれば予算が増えればよい」とも述べています。

岸田首相が打ち出した「子ども予算倍増」について、木原誠二議員が「子どもが増えれば果敢に『なつと添え』批判を浴びています。予算倍増は安心して産んで育てる社会を実現するために政府がやるべき手段のほうです。木原氏の発言は、子どもが増えれば予算が増額になるという結果を語ったばかりで、本末が転倒しています。結局、まともに取り組まず、成り行き任せにするのが本音ではないのか。岸田政権の姿勢に国民の不信は募る一方です。

首相答弁もすく修正され  
木原氏の発言は2日放送されたテレビ番組の中のものですが、「子どもが増えれば予算が増えればよい」とも述べています。

## しんぶん赤旗

# 「反共は戦争前夜の声」 日本共産党躍進で打ち破ろう 志位委員長からの訴えから

日本共産党の志位和夫委員長が23日に神戸で行った演説で、「反共は戦争前夜の声」と訴えた部分を紹介し、岸田政権が空前の大軍拡を強行しようとしている末、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。



演説する志位和夫委員長  
＝23日、神戸市中央区

「反共は戦争前夜の声」という言葉が、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。

## 財界の要望で原発回帰

テレ朝「朝まで生テレビ」高橋議員が出演

日本共産党の高橋幹子衆議院議員は25日テレビ朝日の「朝まで生テレビ」に出演し、岸田政権の進めようとする原発政策にエネルギー問題について与野党の国会議員も議論しました。

高橋氏は、岸田政権が閣議決定した、原発の運転期間を60年以上とした。

### 第三国にロシア

侵略1年受

岸田文雄首相と米欧など主要7カ国(G7)首脳は24日、ロシアのウクライナ侵略1年を受けてテレビ会議を行いました。終了後は、ロシアへの制裁を強化しつつ、中国を対頭と第三国がロシア支

「反共は戦争前夜の声」という言葉を、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。

「反共は戦争前夜の声」という言葉が、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。

「反共は戦争前夜の声」という言葉が、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。

(第3種郵便物認可)

岸田政権が空前の大軍拡を強行しようとしている末、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。

「反共は戦争前夜の声」という言葉を、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。

「反共は戦争前夜の声」という言葉が、戦前・戦後、101年をわたって反戦平和を貫いてきた日本共産党の果たすべき役割は本誌に大きくのびのびと書かれています。ある自民党の議員の方が、私たちの国会質疑を聞いて、どうもメッセージを送ってほしいなと思いました。



# 除名処分された人物による 党大会かく乱策動について

## 11月30日組織局長土方明果

除名処分された人物による、党大会かく乱策動について、11月30日、組織局長土方明果の発言を整理する。

「除名処分された人物による、党大会かく乱策動について」は、党大会の進行を妨害する行為を指している。この行為は、党の威信を損ない、党員の利益を害するものである。したがって、党はこれを厳しく取り締まるとしている。

また、党大会の開催は、党員の参加を前提としている。したがって、党員としての権利と義務を認識し、党の活動に参加して、党の発展に貢献する必要がある。党は、党員の参加を促し、党大会の成功を期している。

このように、党は、除名処分された人物による、党大会かく乱策動について、厳しく取り締まるとしている。党員の参加を促し、党大会の成功を期している。

# 日刊紙、日曜版読者の前進で前大会時突破、「130%」へ

## 一気に大会時回復 月初めから党員の行動広げ

読者を増やしたのが今年初の読者調査である。日刊紙の読者は、前大会時を突破し、130%に回復した。これは、党員の行動が広がり、読者の増加に大きく貢献していることを示している。

また、日刊紙の読者は、日曜版の読者も増加している。これは、党員の行動が広がり、読者の増加に大きく貢献していることを示している。

このように、日刊紙の読者は、前大会時を突破し、130%に回復した。これは、党員の行動が広がり、読者の増加に大きく貢献していることを示している。

## 日刊紙読者こう拡大

### 東京「FAXニュース」で特集

日刊紙の読者は、東京「FAXニュース」で特集された。これは、日刊紙の読者の増加に大きく貢献していることを示している。

また、日刊紙の読者は、東京「FAXニュース」で特集された。これは、日刊紙の読者の増加に大きく貢献していることを示している。

このように、日刊紙の読者は、東京「FAXニュース」で特集された。これは、日刊紙の読者の増加に大きく貢献していることを示している。

## 読者の広場

投稿先 〒151-8675 東京都代々木郵便局私書箱62号  
FAX 03(3350)1904 メール hensyukoe@jcp.or.jp(QRコードで)

**引き継ぎたい  
検約家の知恵**  
検約家の知恵を引き継ぎたい。検約家の知恵は、検約家の知恵を引き継ぎたい。

**真の社会主義  
堂々と語ろう**  
真の社会主義を堂々と語ろう。真の社会主義は、真の社会主義を堂々と語ろう。

**米機墜落46年  
新基地はNO**  
米機墜落46年、新基地はNO。米機墜落46年、新基地はNO。

**私の3大  
ニュース**  
私の3大ニュース。私の3大ニュースは、私の3大ニュース。

**先んぎが心配**  
先んぎが心配。先んぎが心配は、先んぎが心配。

**聞いて聞いて**  
聞いて聞いて。聞いて聞いては、聞いて聞いて。



**お食事前**  
お食事前。お食事前は、お食事前。

**私の3大  
ニュース**  
私の3大ニュース。私の3大ニュースは、私の3大ニュース。

**先んぎが心配**  
先んぎが心配。先んぎが心配は、先んぎが心配。

**聞いて聞いて**  
聞いて聞いて。聞いて聞いては、聞いて聞いて。

**伝わる言葉を  
高校生に学ぶ**  
伝わる言葉を高校生に学ぶ。伝わる言葉を高校生に学ぶ。

**あれたら  
不審な事案**  
あれたら不審な事案。あれたら不審な事案。

**お食事前**  
お食事前。お食事前は、お食事前。

**私の3大  
ニュース**  
私の3大ニュース。私の3大ニュースは、私の3大ニュース。

**先んぎが心配**  
先んぎが心配。先んぎが心配は、先んぎが心配。

**聞いて聞いて**  
聞いて聞いて。聞いて聞いては、聞いて聞いて。



第1章

# 名誉毀損の算定式と算定基準

## 1 算定式と算定要素

### (1) 算定式

名誉毀損の慰謝料額は次の算定式で求められる。

$$\text{被害者属性別 中央値} \pm \text{伝播性・影響力の強弱} \pm \text{加害行為の悪質性}$$

本算定式は、被害者の地位や職業などの社会的属性を基本要素とし、これまでの裁判例から算定した慰謝料額の中央値を慰謝料額の基準とし、それに媒体の伝播性の強弱、信頼性や影響力の大小、加害行為の悪質性の三類型を加味し、慰謝料額を算定する。

なお、この算定式については、第2編第1章以下で解説を加える。

### (2) 算定要素

慰謝料額算定の基本要素は以下の通りである。

#### ①これまでの裁判例から抽出した、被害者の社会的属性ごとの中央値

名誉毀損は、被害者の社会的評価を保護することにその目的があることから、被害者の社会的属性が慰謝料額の算定にあたっての基本要素となる。

被害者属性を基本要素とした場合、これまでの裁判例から抽出したそれぞれ

〈図表1-1 被害者属性ごとの中央値〉

公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	被疑者 被告人 受刑者	一般人	企業の 代表者	団体
110	100	160	200	50	100	200

の被害者属性の慰謝料額の中央値を基本とするのが妥当であると判断される。

例えば、被害者が公人の場合、これまでの裁判例から慰謝料額の中央値は110万円となり、この額を基準として、次の2つの要素を加味し算定額を決めることとなる（なお、本書において公人とは公職にある者をいい、選挙で選出された議員、地方自治体の首長及び行政に携わる上級の行政官僚、並びに社会的に評価をされる地位にある者を指している）。

#### ②媒体の伝播性・信頼性・影響力

慰謝料額に影響を与える次の要素としては、当該行為が行われた媒体の伝播性の強弱が挙げられる。この場合、単に伝播性のみならず、その媒体の信頼性・影響力の大小も加味すべき要素として考慮される。

例えば、雑誌媒体で公人の名誉を毀損した場合、中央値の110万円に、雑誌媒体の金額の幅のなかで、加算されることになる。

#### ③加害行為の悪質性

次の要素としては、加害行為の悪質性が、その重要な要素となる。

この場合の加害行為の悪質性は次の三類型としてまとめることができる。

- ア) 本質的部分の侵害の有無（ある職業を前提にその職業についての致命的な影響を与えるもの）
- イ) 犯罪行為若しくはそれに類似した行為に関与したかの印象を与えるもの
- ウ) 行為の執拗性

この三類型が、慰謝料額の増額減額要素となる。例えば、公人としての職業上、致命的な影響を与える内容の名誉が毀損された場合、中央値の110万円に加算されることになる。さらにその侵害の内容が犯罪に関するものであり、執拗に繰り返されていた場合は、さらなる増額要素となる。逆に三類型のいずれにも当てはまらなかった場合は、減額の要素となる。

〈図表1-2 判例から抽出した媒体ごとの統計値〉

	雑誌	書籍	新聞	テレビ 番組	インター ネット	文書の 配布	会員誌等	示威行為	その他
中央値	175	100	200	200	50	50	40	30	20
最大値	1000	300	300	300	400	60	120	500	400
最小値	20	50	50	70	20	1	5	20	6



④その他の要素

名誉毀損の慰謝料額を決定する要素としては、以上のほかに多種のものがある。慰謝料が裁判官の裁量によってその金額が決定される以上、当該事件による種々の事情が影響を与えることは、論を俟たない。したがって、我々が提示するものは、慰謝料額の大まかな枠を示すに過ぎないものである。

2 被害者の社会的属性ごとの算定基準

(1) 被害者の属性による算定基準の読み方

被害者の社会的属性ごとの裁判例の傾向は以下のように示される。なお、本書における被害者の属性区分については、第2編第1章2にて解説する。

これらを前提に、被害者属性ごとに、前記算定式を当て込んだ算定基準を図にて示す。

〈図表1-3 被害者属性ごとの慰謝料認容額〉

金額 万	公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	企業の 代表者	被疑者 被告人 在監者	一般人	団体
1000~							
~1000		↑					
~900							
~800			↑			↑	
~700	反論の 可能性 ↓						
~600							
~500	↑				名誉が 既に 低下 ↓		
~400							
~300				↑	↑		
~200							
0~100	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

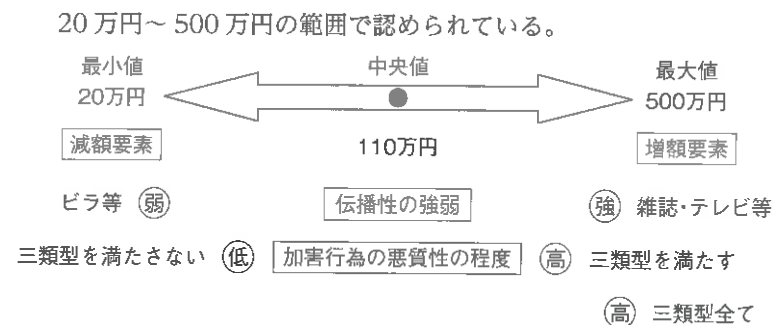
図中の左右の矢印は、これまで認められてきた慰謝料額の範囲。中央で示す金額が、その中央値である。本算定基準ではこの被害者属性ごとの中央値を基準に、伝播性等の強弱、加害行為の悪質性という要素により、増額減額が行われる。

なお、これらの基準において、例えば伝播性の高い媒体により、更には加害行為の悪質性が高いとして、実際の裁判例の額がこれを超える場合がある。また、その逆の場合もある。それらは、事例の特殊性であり、裁判官の裁量による。ここで示す基準は、あくまで一般論である。

(2) 被害者の属性による算定基準

① 被害者が公人である場合

その中央値は、110万円である。これが基準値となる。

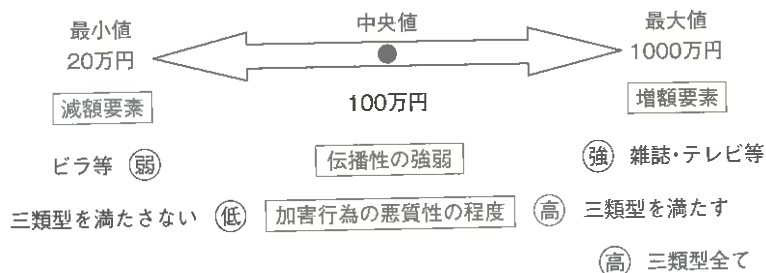


例えば、公人が雑誌上で三類型を全て満たすような損害行為を受けた場合、慰謝料額は、中央値110万円に、雑誌という伝播性の強い媒体であるため増額となり、三要素を全て満たす悪質性の高さから高額の増額が行われる。

② 被害者が著名人である場合

その中央値は100万円である。

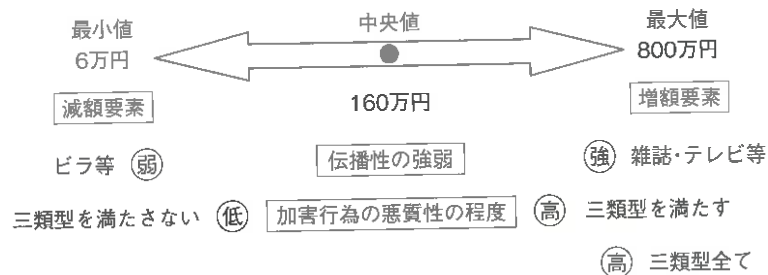
20万円～1000万円の範囲で認められている。



③ 被害者が大学教授・医師・弁護士である場合

その中央値は160万円である。

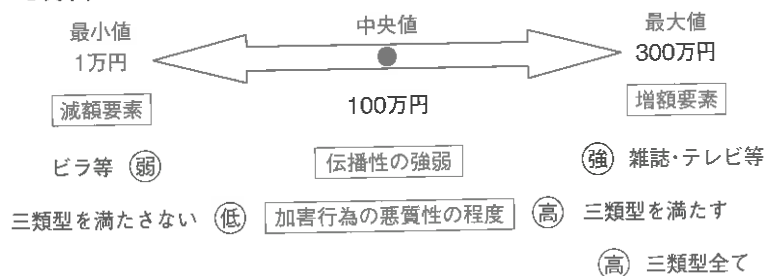
6万円～800万円の範囲で認められる。



④ 被害者が企業の代表者である場合

その中央値は100万円である。

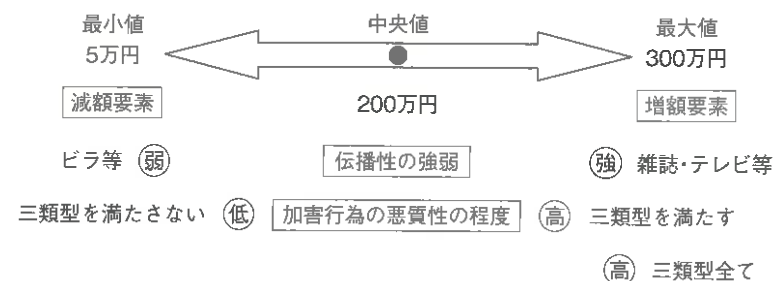
1万円～300万円の範囲で認められている。



⑤ 被害者が被疑者・被告人、受刑者である場合

その中央値は200万円である。

5万円～300万円の範囲で認められる。

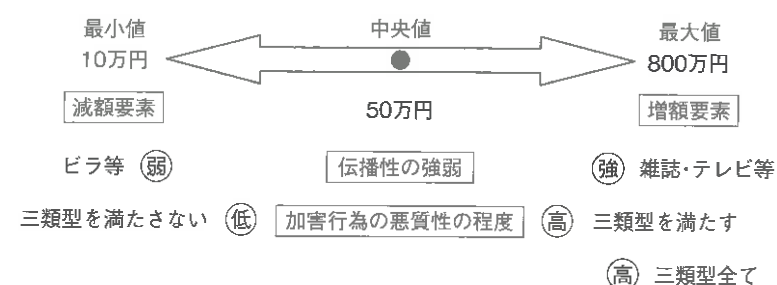


注) 被疑者・被告人・受刑者の数値については、裁判例のサンプル数が少なく一般化しにくいものと思われる。利用にあたっては注意されたい。

⑥ 被害者が一般人である場合

その中央値は50万円である。

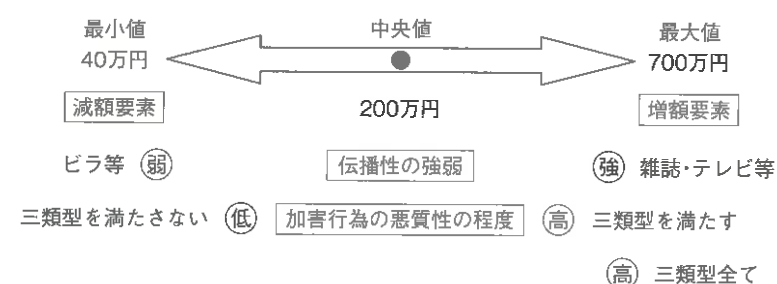
10万円～800万円の範囲で認められる。



⑦ 被害者が団体である場合

その中央値は200万円である。

40万円～700万円の範囲で認められる。



(真田範行・藤 俊英)

# 第1章 名誉毀損

## 1 算定式と算定基準の解説

### (1) 算定式

実際に慰謝料額をどのように算定するかについては、多くの見解があると思われる。もちろん、慰謝料の算定は裁判官の自由裁量を原則とするから、算定について公式を見出すことは困難であるとの見解もあろう。しかし、交通事故については、慰謝料額は定型化されているし、名誉毀損においても同じ状況の事件においては、慰謝料額は近接しているほうが、法的安定性の観点からも望ましいといえる。

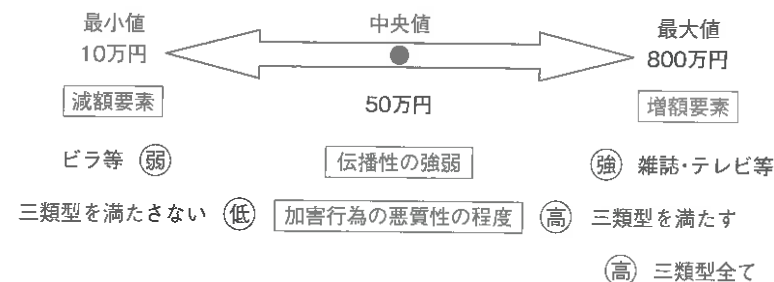
以上の観点から、判例の傾向を前提とし、以下のように、計算式を定立した。

すなわち、①判例において示している被害者別の中央値を抽出し、これを基準とすること。さらに、②伝播性の強い媒体か否かによって判例の示した値を加算減算要素とすること、また、③裁判例において侵害行為が悪質と考えられる場合には、高額な慰謝料を算定していることから、このような悪質と考えられる事案を検討し、これらを加算減算要素とすること。これらの3要素を組み合わせることによって、現在の判例が示している慰謝料の一定の傾向を総体的に把握できる。

この計算式を具体的に活用すると、第1編で示したごとく、例えば被害者が一般人であり、その勤務している会社内部で、ビラによってその人の行状を中傷されたような場合については、①裁判例から抽出した一般人の慰謝料額の中央値50万円を基準とし、②伝播性については、その媒体が会社内部のビラであることなどから伝播性は弱いと判断し、中央値50万円からの減額要素となる。さらに③その内容が悪質・深刻なものではない場合には、これも減額要素となり、結局50万円より低い金額となるということになる。これに対し、一般人であっても、雑誌等でその本質的部分を侵害するような

悪質性が高い記事が掲載された場合には、②雑誌という伝播性の高い媒体であるという増額要素と③本質的部分の侵害であるという増額要素が加わり50万円を大きく上回る金額が慰謝料額となると導かれる。増額要素・減額要素とも、その金額の幅についてはこれまでの裁判例をもとに判断することになる。

〈図表2-1 一般人の慰謝料算定基準〉



### (2) 被害者属性別の中央値

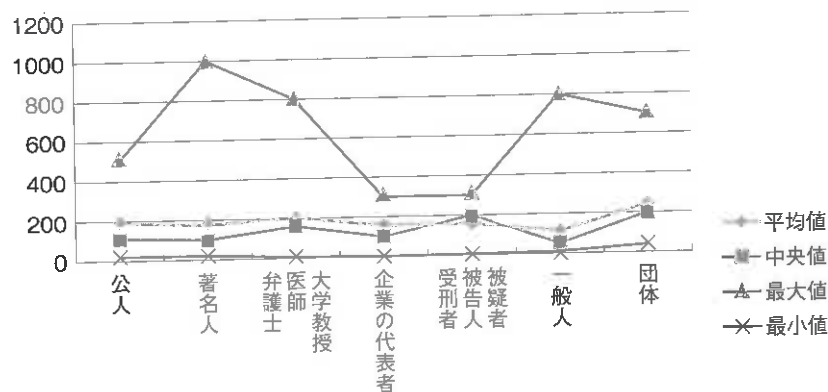
なぜ、被害者属性別に慰謝料額を把握するのか。私たちの研究によると、慰謝料額算定についての判例の傾向として、被害者の属性によって認容額に大きな偏差がみられることが確認できたためである。これは、名誉毀損の本質がその人の社会的評価（社会から受ける客観的評価）を低下させるものであることから、慰謝料額の算定にあたって、判例は、被害者の社会的地位、すなわち被害者属性を最重要な要素として位置付けていることを指摘できる。したがって、その算定基準を定立する場合にも、被害者属性別に基準を

〈図表2-2 被害者属性別統計値〉

	公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	企業の 代表者	被疑者 被告人 受刑者	一般人	団体
平均値	188	174	203	155	157	112	243
中央値	110	100	160	100	200	50	200
最大値	500	1000	800	300	300	800	700
最小値	20	20	6	1	5	10	40
サンプル数	12	42	22	13	5	33	39

注) 被疑者・被告人・受刑者の数値については、サンプル数が少なく一般化しにくいものと思われる。利用にあたっては注意されたい。





〈図表2-3 被害者別認容慰謝料額の分布〉

万円	~50	~100	~200	~300	~500	~800	~1000	合計
属性								
公人	3	3	2	2	2			12
著名人	17	9	8	3	1	3	1	42
大学教授 医師 弁護士	4	6	6	3	1	2		22
企業の代表者	2	5	2	4				13
被疑者 被告人 在監者	1	1	2	1				5
一般人	17	7	6	1		2		33
団体	4	10	8	8	7	2		39
合計	48	41	34	22	11	9	1	166

立てるのが適当であると考え。

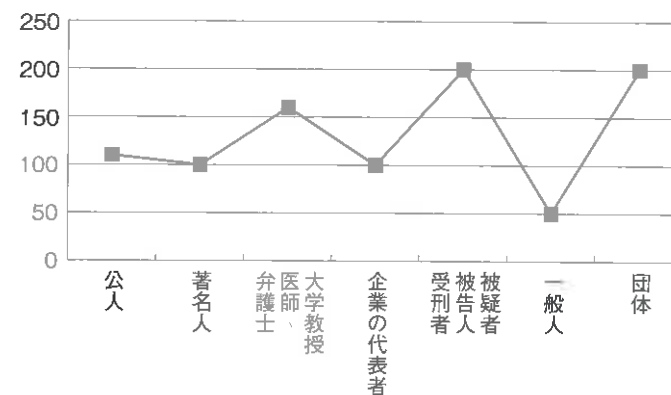
以上のように、第1に被害者属性が考慮されるべきであるが、算定にあたって具体的な数値を求めるためには、基準となる数値を考慮する必要性が存在する。本書では統計上の数値として、認容慰謝料額の平均を求めた平均値、認容された慰謝料額ごとの集団の中心にくる値である中央値、認容慰謝料額の最高額を示す最大値、認容された慰謝料額の最低額を示す最小値をそれぞれ用いているが、この場合、基準値の設定については、このうちの平均値と中央値のどちらを基準とすべきかが検討されなければならない。平均値は、非常に高額な裁判例や非常に低額な裁判例が存在する場合、これらに引きずら

れてしまい一定の傾向を示さない場合が多いと考えられる。したがって、基準とすべき金額は、中央値がベターであり、裁判例の傾向にも合致すると考えられる。

〈図表2-4 被害者属性別中央値〉

(万円)

	公人	著名人	大学教授 医師 弁護士	企業の代表者	被疑者 被告人 受刑者	一般人	団体
中央値	110	100	160	100	200	50	200



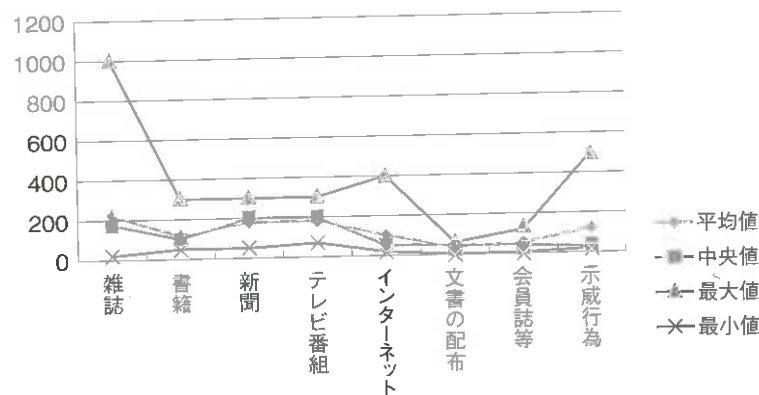
### (3) 媒体の伝播性の強弱、信頼性・影響力の大小

慰謝料の算定要素として次に重視すべきものは、名誉毀損が行われた媒体である。以下に示す「媒体別のグラフ」を検討すると、最大値と最小値については、一定の傾向を示してはいないが（この点については、別の要素、すなわち侵害行為の悪質性が影響していると推察できる）、中央値については、一定の傾向を示していると判断できる。すなわち、一般的にいて、伝播性の強い媒体による場合には、慰謝料額が高額になるといえる。勿論、この点は、正確に断定できるところではないが、一般的な傾向として指摘できると思われる。すなわち、名誉毀損の慰謝料が被害者の蒙った精神的損害を慰藉するものである以上、伝播性の強い媒体により事実がより広まった場合には、多くの人を知ることになり、その精神的な苦痛も大きいと考えられるからである。そしてこのことは、実際の慰謝料の判断においても重要な観点をなしていると考えられる。

〈図表2-5 媒体別統計値〉

(万円)

	雑誌	書籍	新聞	テレビ番組	インターネット	文書の配布	会員誌等	示威行為	その他
平均値	221	116	179	182	102	37	51	122	78
中央値	175	100	200	200	50	50	40	30	20
最大値	1000	300	300	300	400	60	120	500	400
最小値	20	50	50	70	20	1	5	20	6
サンプル数	98	7	9	10	15	3	4	13	9



#### (4) 加害行為の悪質性

被害者属性別の中央値を基準とし、伝播性の強い媒体による名誉毀損の慰謝料額が高額になるとの理解を前提に、その他の要素を検討してみると、判例からは加害行為の悪質性が指摘できる。一般には、悪質性の評価の具体的基準としては、①表現自体が悪質なものであるか否か、②被害者が受けた社会生活上の不利益の程度、③加害者の動機・目的の悪質性の程度、④加害者の過失の程度、⑤表現行為後の名誉回復措置が挙げられている。しかしながら、これらの要素を総合的に考慮することが慰謝料額の算定となろうが、これらについて一定の方向性を示して、定式化することは困難であると考えられる。そこで、比較的高額な慰謝料金額が認められた裁判例を検討してみると、次の三つの要素を指摘できる。

#### ①本質的部分の侵害の有無（ある職業を前提にその職業についての致命的な影響を与えるもの）

本質的部分の侵害が行われたような場合には、同じ属性に属し、同じ媒体による侵害行為であっても、慰謝料額が高いことが読み取れる。例えば、同じ大学教授であっても、その私的な行為についての表現行為が名誉毀損になる場合と、論文のねつ造等、大学教授という職業についての本質的部分への表現行為が名誉毀損になる場合とでは、後者の金額が高額になる傾向が存在する。また、国会議員であっても同様に、私的な行為について指摘するものと、国会議員が他の政党と通じていたとの指摘等、国会議員としての活動の本質的部分に係る表現行為の場合にも、後者のほうが慰謝料額が高額となる傾向が存在している。また、スポーツ選手にしても、「八百長を行っていた」等のスポーツマンシップの本質に係る事案においては、慰謝料額が高額となっている。このようなことから、裁判例は、人の社会的評価として当該職業を基準として、その本質的部分について侵害行為があったような場合には、名誉毀損の程度が高いとして、高額な慰謝料を認めていると評価でき、算定基準としても、この要素を基準として取り入れなければならないと考えられる。

#### ②犯罪行為若しくはそれに類似した行為に関与したかの印象を与えるもの

次に、高額となる事例としては、犯罪行為若しくはそれに類似する行為に関与したとの摘示があった場合である。およそ、どのような職業にあろうとも、犯罪行為に関与した、若しくは関与している可能性があるとの指摘については、その人の社会的評価を根本的に覆すものといえ、慰謝料額が高額となるのは自然であるというべきである。慰謝料額について算定式を定立する場合、この要素も不可欠であるというべきである。

#### ③行為の執拗性

最後に、裁判例において高額な事例として挙げられるのは、名誉毀損行為が執拗と評価される場合である。例えば一度名誉毀損行為を行ったにもかかわらず、再度名誉毀損行為を行うような場合である。このような場合には、当然のごとく慰謝料額は高額となっており、算定式を定立する場合の不可欠な要素であると考えられる。

## 名誉毀損の慰謝料算定

—名誉・信用・プライバシー・肖像・パブリシティ侵害の慰謝料算定実務—

2015年10月16日 初版印刷

2015年10月23日 初版発行

編著者 <sup>にし</sup>西 <sup>ぐち</sup>口 <sup>はじめ</sup>元  
<sup>お</sup>小 <sup>が</sup>賀 <sup>の</sup>野 <sup>しょう</sup>晶 <sup>いち</sup>一  
<sup>まこと</sup>真 <sup>だ</sup>田 <sup>のり</sup>範 <sup>ゆき</sup>行  
発行者 佐久間重嘉

発行所 学陽書房

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-9-3 Tel 03(3261)1111

Fax 03(5211)3300

装丁/佐藤 博

印刷/木元省美堂

製本/東京美術紙工

★乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えいたします。

ISBN 978-4-313-31392-7 C2032

©H. Nishiguchi, S. Ogano, N. Sanada 2015

Printed in Japan